

平成28年度  
スクールソーシャルワーカー活用事業  
実践活動事例集



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

平成29年9月

## 各都道府県・指定都市・中核市の取組

### 《注》

「【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例」に係る問題の種別については、各都道府県・指定都市・中核市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

- ①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）
- ②いじめ
- ③不登校
- ④児童虐待
- ⑤暴力行為
- ⑥その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等）

# 北海道教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置し、教育相談体制を整備する。

### (2) 配置・採用計画上の工夫

委託した市町村がSSWをより有効に活用することができるよう、任用するSSWは福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者も可とするとともに、SSWの勤務日数や勤務時間については、任用した市町村が地域や学校の実情に応じて設定できることとしたこと。

### (3) 配置人数・資格・勤務形態

- ・北海道の広域性を踏まえ、スーパーバイザー（以下SV）を1名、エリアスーパーバイザー（以下ASV）を6名配置し、市町村教育委員会、SSW、道立学校からの相談を受け、必要に応じて支援を行う。
- ・28市町村にSSWを延べ43名配置。SSWの資格は、教員免許状所有者28名、社会福祉士14名（教員免許状所有者と重複1名）、精神保健福祉士11名（社会福祉士と重複9名）、心理に関する資格所有者5名、その他SSWの職務に関する技能の資格所有者3名、支援・相談活動の実績等がある者2名である。
- ・SSWの勤務形態は、原則として勤務日数、勤務時間等については、地域や学校の実情に応じて柔軟に設定することとしており、年間で平均130日程度の勤務が行われている。

### (4) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する指針については、SSW活用事業のねらい、職務、主な活動等を実施要綱で示すとともに、教育相談、SSWの効果的な活用に応じた留意点等を解説したSSW活用実践事例集などにより広く周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- ・全道連絡協議会…SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV
- ・地域別研修会…SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV、SC、教員等
- ・SSWフォーラム…SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV、SC、教員、学生、福祉関係機関担当者等

### (2) 研修回数（頻度）

- ・全道連絡協議会…2回（札幌市）
- ・地域別研修会…6回（地区で各1回…釧路市、札幌市、岩見沢市、旭川市、室蘭市、帯広市）
- ・SSWフォーラム…1回（札幌市）

### (3) 研修内容

- ・全道連絡協議会…平成28年度SSW活用事業についての行政説明、大学教授を講師とした効果的なスクールソーシャルワークについての講話、事例発表とそれについての協議（SVによる助言）を行った。
- ・地域別研修会…いじめ対策・不登校支援等総合推進事業におけるSSWの配置拡充等についての行政説明、持参事例発表及び質疑応答、アセスメントの視点を中心とした研究協議、ASVによるスーパービジョンを行った。
- ・SSWフォーラム…平成28年度の生徒指導・学校安全の施策体系の概要等についての行政説明、道教委と大学との連携協定に基づくSSW調査報告、ASVによる地域別研修会の成果と課題についての発表、「『子どもの最善の利益』を保障するためのアセスメントの在り方」と題したパネルディスカッション（SVによるまとめ）を行った。

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・全道連絡協議会において、講話を通して、効果的なスクールソーシャルワークについての理解を図った。
- ・地域別研修会においては、SVやASVのほかSCや教員等が加わり、実践事例を基にアセスメントの視点を中心とした協議及びASVによるスーパービジョンを通して、効果的・実践的なスクールソーシャルワークの在り方を確認することができた。
- ・SSWフォーラムでは、実践報告及びパネルディスカッションを実施し、参加者がソーシャルワーカーの役割と効果的なスクールソーシャルワークについての理解を深めることができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○SVの設置

SVを1名設置するとともに、北海道の広域性から6名のASVを設置しており、いずれも、社会福祉の専門家である大学教授等である。

#### ○活用方法

SV及びASVは、委託先市町村、道教委SSW、各市町村SSWからの相談を受け、適切な指導助言を行うとともに、必要な場合には、学校において研修等を実施する。

### (6) 課題

- ・SSWの人材育成、資質向上を図る取組の充実を図る必要がある。
- ・SSWの役割や業務の多様な周知方法を共有していく必要がある。
- ・地域のアセスメントに必要な各地域における社会資源及びその社会資源との連携の仕方について理解を深めSSWの専門性の向上を図る必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】生活困窮家庭の不登校に対して関係機関と連携した支援をするための活用事例（①貧困対策、③不登校）

##### （1）本人及び家庭の状況

- ・当該生徒（中学生男子）は、学校において友人関係をうまく作ることができず、昨年秋頃から登校していない。
- ・当該家庭は、ひとり親家庭である。
- ・母親は、養育能力が低く、また定職にも就いておらず、家庭は経済的に困窮している。
- ・当該生徒は、交遊のある高校生宅に無断で外泊するなど、生活の乱れが見られるようになった。

##### （2）SSW等の活用と関係機関との連携

- ・SSWは、当該生徒と母親との対話を促すとともに、母親の支援に向けて学校と関係機関、サポートチーム等の全体調整を行った。

##### （各機関の関わり）

- ・当該生徒と母親への支援プランニングに当たって、当該教育委員会、SSW、SC、民生委員、児童相談所等を含む全市サポートチーム会議を開催することで、関係機関の役割を明確にした具体的な取組を協議し、短期的・長期的な目標を設定して取組を推進した。
- ・学校：管理職は、関係機関等による支援体制を把握しつつ、外部との連携・調整を行った。学級担任及び学年団は、当該生徒宅への家庭訪問を継続し、当該生徒への支援と母親との連携を図った。
- ・SSW、SC、民生委員：学校と連携して、当該生徒及び母親と話せる関係を構築するとともに、母親への支援体制の整備を図った。

##### （3）当該児童の姿容

- ・当該生徒は、適用指導教室への通級を働き掛けたところ、適応指導教室に通級するようになった。
- ・適応指導教室に通級するようになったことにより、SC等による当該生徒への心のケアが可能になった。さらに、交遊のある高校生と疎遠になり、無断外泊等、生活の乱れが改善された。
- ・児童相談所による当該生徒への面談を行い、当該生徒の課題についての把握を引き続き行いつつ、支援を行っていく必要がある。また、福祉部局や民生委員との連携により、母親が継続して働くことができる仕事等、家庭の経済的な安定に向けた支援をする必要がある。

#### 【事例2】不登校の生徒のストレングスを生かしたプランニングと支援をするための活用事例（③不登校）

##### （1）本人及び家庭の状況

- ・当該生徒（中学校男子）は、中学入学後、生活リズムや交友関係の変化に戸惑い、不登校となった。
- ・当該生徒の養育や学校との関わりは母親が担っており、不登校となった状況を一人で抱え込んでいた。
- ・当該生徒は、こだわりが強い傾向がみられる。また、不登校になった後、学校や母親からの登校への働きかけに対して、過剰に反抗的な態度を示し、テレビゲームに依存する生活を送るなど、学習や進路について無気力・無関心な状態となった。

##### （2）SSW等の活用と関係機関との連携

- ・SSWが、アセスメントにおいて、どのように困難な状況においても、必ず活用できる当該生徒のストレングスがあると認識し、当該生徒のよさを丁寧に見取るとともに、当該生徒の思いを尊重したプランニングを行った。また、SSWが情報の集約点として機能し、学級担任や母親、友だち等、当該生徒を取り巻く資源を効果的に活用した支援を行った。

##### （各機関の関わり）

- ・学校：学級担任を中心とした家庭訪問等により、当該生徒及び母親との信頼関係の構築に努めるとともに、教職員の役割分担や当該生徒が所属する学級経営の充実など、当該生徒の受入れ体制を整えた。
- ・教育委員会：SSW及び児童生徒相談員を中心に、両親を含めたケース会議の実施を促進するなど、関係者が一体となって当該生徒を支援する体制を整えた。

##### （3）当該生徒の姿容

- ・アセスメントにおいて、学校や母親の登校に向けた働きかけ等に反抗的な態度を示していた当該生徒の様子を当該生徒の意思の強さというストレングスとして捉え、学級担任や友達の協力を得て、当該生徒の思いや自己決定を尊重したことにより、当該生徒が自分の課題解決に向けて自ら努力する意欲を高めることができた。
- ・学校祭への参加を目標に、当該生徒が自ら短期の目標を設定して登校を目指す手立てについて検討し、学級担任及び友だちとともに買い物に行くことから始め、放課後の校舎内で学級担任や友だちと交流したり、体育館で遊んだりすることを経て、学級担任や友だちと一緒に学校祭を観覧することができた。
- ・その後、高校進学を希望する当該生徒の思いを尊重し、学級担任と高校を見学に行くなど、進学を見据えた取組を計画的に行うことにより、高校進学を目標に毎日登校することを自己決定し、登校できるようになった。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）SSW活用事業の成果

平成20年度から平成27年度の間不登校の解消率の経年変化を見ると、SSWを配置している市町村の小・中学校における不登校の解消率は、年度により増減が生じているほか、全道平均や全国平均を上回ったり、下回ったりするなどの傾向も見られ、一概に成果が出ているとは言えない状況にある。

しかし、SSWの活用事例でも記載したように、個別の事例からは、所属する学級に登校できるまでには至らないものの、SSWが児童生徒の置かれている環境へ働きかけることにより、学校と家庭、関係機関の連携協力した取組が進められ、適用指導教室に通級できるようになったり、児童生徒の生活の乱れや家庭環境が改善されたりするなど、児童生徒が抱える問題の解決が図られ、好ましい変化が表れているという成果も多く見られた。

#### （2）今後の課題

- ・今後は、こうしたデータや具体的な取組の事例を参考としながら、SSW活用事業の成果を検証するとともに、広報や実践事例集によるSSWの役割や実践事例の周知や、地域における各種会議や校内研修会等へのSSWの派遣によるSSWの理解と効果的な活用について周知するなどして、SSW活用事業の普及啓発に努めていく必要がある。



# 青森県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・公立学校において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図る。
- ・学校と関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチーム体制構築や、保護者・教職員の支援について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行う。

### (2) 配置計画上の工夫

各教育事務所及び県立学校6校にスクールソーシャルワーカーを配置し、市町村教育委員会や県立学校長の申請に基づき、各教育事務所が所管する小学校又は中学校及び関係機関等に派遣した。

### (3) 配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数 小・中学校対応（15名）、県立学校対応（6名）
- ②資格 教員免許状（14名）、社会福祉士（5名）、精神保健福祉士（4名）
- ③勤務形態 1日6時間 1週間20時間

### (4) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために」（活動方針等に関する指針）を策定し、各市町村教育委員会及び各教育事務所等が参加する連絡協議会で、配布・周知に努めている。また、教育事務所の指導主事と巡回訪問を実施し、SSWの役割や活用に関する周知を図っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールソーシャルワーカー、各教育事務所担当指導主事、県立高校担当教員

### (2) 研修回数（頻度）

年3回（5月・6月・2月）

### (3) 研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーの役割と課題等に関する講義（大学教授）
- ・活用に関する地区別の協議及び情報交換

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・各教育事務所や配置校での実践を共有することで、ケース会議の持ち方や事案対処の流れ等について情報交換することができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・スーパーバイザーは設置していない。

### (6) 課題

- ・スクールソーシャルワーカーが対応した事例を検証し合うなど、今後に対応に生かす事例検討会の回数を増やすなど、実践的な研修の機会を増やし、見識を広めることやスキルの資質向上を急ぐ必要がある。
- ・関係機関との連携を図るため、交流を図る機会が必要である。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 事例1

#### ～父親が刑事事件を起こし、転校してきた男子児童について～（①⑤⑥）

#### <概要>

県外の児童養護施設で暮らしていたA君。小学6年の時、叔母の家に「親族里親」の制度を使って引き取られた。転校してからも落ち着かず、暴力行為も何度かあった。発達障害があり、病院に通院し服薬している。児童相談所から教育事務所に相談があり、SSWが介入することになった。

#### <これまでの対応>

##### 【平成27年度】

- ・小学校では、自力での対応は無理と判断。小学校、市教委、教育事務所で会議を開き対応を協議。各機関と連携していくことを確認。
- ①教育委員会…学校の担当者や周りの児童の負担を減らすために、年度途中であったが予算を確保し、専属の支援員を配置した。
- ②児童相談所…「セカンドステップ」など使って継続的に支援することを確認。
- ③地域・学校…PTA会長に相談し、地域や保護者に動揺が広がった場合の協力を依頼。
- ④その他…
  - 緊急SCを要請し、周りの生徒等の心のケアを行った。学校へ配置されているSCも支援を行った。
  - 市の保健師が児童の家庭の支援を行った。
  - 警察は表だって介入していなかったが、事情は説明していた。
  - 小学校と中学校の連絡をしっかりとっておくこと。

##### 【平成28年度】

- ・中学生になったA君は特別支援学級へ通級。多少のトラブルはあったが比較的落ち着いていた。
- ・関係機関との連携は、基本的に平成27年度の体制を継続。
- ・市教育委員会が中心となり、年3回のケース会議を開催。毎回、SSWが出席し、情報の共有と助言を行った。
- ・叔母に対するカウンセリング等の支援を継続した。

### <課題等>

- ・家庭の経済状態を把握して、A君の将来に関する支援を早い段階から行う必要がある。
- ・関係機関が連携するのは大切だが、どこが中心になるかをはっきりさせておかなければ、「支援の隙間」ができてしまう。

### 事例2

#### ～不登校から復帰し、高校進学を果たしたT君～ (③⑥)

### <概要>

- ・T君(現高校1年生・男子)
- ・活発で成績も良く、中学校では学級会副会長も務めた。これまでも欠席がちであったが、中学2年の3学期から不登校となる。
- ・一番仲のよかった友だちとの関係が悪化したことが不登校の主な原因と思われる。
- ・病院に通院しており、定期的にカウンセリングを受けている。病名は「適応障害」であり、薬は飲んでいない。

### <家族の状況>

- ・両親と姉の4人家族である。
- ・父親との関係は良好であり、一緒に買い物に行ったり、キャッチボールをしたりしている。
- ・母親は教師であり、中学校に対しても協力的である。

### <SSWの対応>

- ・平成28年5月、学校以外の場所で母親と面談し、本人や家族の状況、母親の願い等について面談し、今後の対応について話し合った。
- ・中学校において校内ケース会議を開いた。校長、教頭、学級担任、生徒指導主事が出席し、T君の学力、性格、生活状況等について具体的な説明あり、SSWからは母親からの情報を伝えた。学校側とSSW、両者が話し合い、T君への今後の支援の方針として、
  - ①学校としては、別室登校、登下校時刻の調整、夏休みの登校を認める。
  - ②学級担任は、これまで通り定期的に家庭訪問を行う。
  - ③SSWは、学校と連絡をとりながら本人及び両親と面談する。の3点を話し合った。
- ・SSWは、T君宅を訪問し本人及び両親と面談を続けた。その際は居間で面談すること、必ず父親か母親、または両親が一緒にいることなどを約束した。何度か訪問するうちに、T君も打ち解けてきて、趣味のこと、将来の夢のこと、現在の悩みなどを話すようになってきた。学校に行きたくても一歩足が出ない。T君の苦しく辛い胸の内が面談するたびにひしひしと伝わってきた。
- ・SSWは、学校内のケース会議と家庭訪問を繰り返し、T君に対する支援方法を様々な角度から探ってきた。その際に大切なのは、T君本人や両親、また学校関係者の考えを最優先させることであり、当事者の願いに添って支援を進めていくこととした。
- ・3年生の1学期は学校や両親から得た情報を考慮して、SSWは、まだ登校刺激をする時期ではないと判断し、中学校の話はできるだけしないように心がけた。そして、2学期になって、いよいよ受験が現実化してきたときに、少しずつ登校の話をしていった。T君は、公立高校を目指しており、適応指導教室や学習塾にも通っていた。中学校へもテストの日だけは出席しており、結果について話をする機会が多くなった。しかし、登校するのはテストの日だけであって、他の日は行事があっても登校できなかった。
- ・結果的に、T君は卒業するまでテストの日以外は中学校に登校できなかった。しかし、適応指導教室や学習塾に休むことなく通った努力が実り、見事に念願の公立高校に入学できた。現在高校1年生であるが、母親の情報によると1学期は欠席することなく高校に登校したそうである。

### <最後に>

- ・SSWは、T君や両親の願い・悩みを学校に伝えたり、学校のケース会議の結果を本人や両親に報告したりと学校と家庭との橋渡しの役割を担ってきた。それは、ただ単に事務的に伝えればいいというものではない。誠意が伝わらなければいけない。そのためには互いに信頼関係をもつことが重要になってくる。その信頼関係を築き上げるまでは、何度も学校や家庭を訪問し、じっくりと本音で話すことが必要ではないだろうか。
- ・SSWにとって最大の職務は、関係機関との連携である。当該事例では、学校とのケース会議、適応指導教室の指導員との面談、病院と学校との連携等が挙げられる。中でも、適応指導教室の指導員との連携を深めながら、学校・適応指導教室・SSWが三位一体となってT君の支援にあたったことは、結果的に登校できなかったが、今後の不登校への対応策の一つとして大きな手がかりとなった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成28年度の支援対象児童生徒数を平成27年度と比較すると、高校で約8%増の145人、中学校で約25%増の70人、小学校では60%増の121人と、活用の促進が図られてきた。また、教職員との連携も組織的になってきており、教職員とのケース会議の開催回数が、平成28年度128回と平成27年度との比較では、約20%増加している。
- ・支援対象児童生徒の抱える問題では、不登校が全体の33%と最も多く、発達障害等に関する問題、家庭環境の問題と続く。いずれも、生活習慣や躰など家庭の教育力に起因するケースが多く、家庭環境の背景を把握して改善に向けた支援を行うことで、学校生活が安定していく児童生徒も多い。こうした家庭環境の改善に働きかけるスクールソーシャルワーカーが今後ますます、学校にとって必要になってくるものと思われる。

### (2) 今後の課題

- ・各学校に対するスクールソーシャルワーカー配置事業及びSSWの活用に係る周知の継続。
- ・社会福祉士や精神保健福祉士等、スクールソーシャルワーカーとしての資格を持つ人材の確保と勤務に見合う報酬の確保。
- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、さらには関係機関を含め、「チーム学校」として組織的に対応するためのしくみづくり。

# 秋田県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校や問題行動等の解消

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・義務教育課、総合教育センター、北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所の計5か所に配置

### （3）配置人数・資格・勤務形態

<配置人数> 義務教育課、総合教育センター、3教育事務所にそれぞれ1名、合計5名

<主な資格> 社会福祉士等の有資格者1名、退職教員4名

<勤務形態> 1日6時間×96日

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・事業内容やスクールソーシャルワーカーの役割、活動例について記載したリーフレットを作成し、市町村教育委員会を通じて、各小中学校に配付した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・県内のSSW及び担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

- ・年1回 平成28年度「スクールソーシャルワーカー配置事業」研修会

### （3）研修内容

- ・教育相談体制の充実について
- ・これまでの取組及び成果と課題
- ・関係機関等との連携の在り方等

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・上記報告資料「いじめ対策・不登校支援等推進事業」

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 無
- ・活用方法 無

### （6）課題

- ・SVの設置及びSVによるSSWの資質向上に関わる研修の実施
- ・適応指導教室の活性化に関わる各教室への情報提供と関係職員の研修の工夫

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校生徒の対応のための活用事例（①貧困対策、③不登校、⑥その他）

- ・中学校3年生になってから転入してきたが、前籍校からの不登校状態が続き、1度も学校に出席できない生徒に関するケース会議を開催した。出席者は、学校の職員の他、市教育委員会関係者、市福祉部の職員、相談員、保健師、適応指導教室職員とSSW
- ・当該生徒とその母親は共に精神疾患を理由に医療機関を受診していることから学校としても対応に戸惑っていること、また近隣の市から学区外就学をしている（住民票が近隣の市にある）ため、福祉部局としても本人やその家族に直接アプローチできないことなどの課題が明らかになった。
- ・SSWが、当該生徒が受診している医療機関の医師と直接情報交換ができるように家族と交渉し、了承を得て、医師から当該生徒の状況について直接確認
- ・SSWが、住民票がある市の福祉部局を訪問し、当該生徒の家庭の状況等についての情報を収集し、次のケース会議で参加者と情報共有した。

#### 【事例2】教育と福祉の協働促進のための活用事例（⑥その他）

- ・地区の家庭相談員合同研修会に講師として依頼されて参加。
- ・「スクールソーシャルワークの実際－教育と福祉の協働－」と題し、SSWの業務内容や実際の相談事例について話すとともに、教育分野と福祉分野が協働していくためにはどうしたらよいかについての考えを伝えた。
- ・困っている子どもや保護者に対応する時の悩みなどを共有しながら、各市町村の相談員とつながることができたことも業務遂行上有効だった。
- ・SSWにとって、新たな知見を得るとともに、自分自身の仕事を見直す貴重な機会となった。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・社会福祉士と精神保健福祉士の資格をもつSSWを採用したことにより、市町村福祉部局や医療機関と連携しながら様々なケースに対応することができるようになった。
- ・地域SSW（退職教員）が、広域SSW（有資格者）と一緒に学校訪問したり、ケース会議に参加したりしたことで、福祉の関係諸機関との連携が進み、広い視野に立った助言をすることができ、相談先との信頼関係を強くしながら事例に対応することができた。
- ・県で7月と12月に実施している「不登校児童生徒実態調査」を分析し、不登校児童生徒への対応に苦慮している学校を訪問しながら、改善に向けて支援することができた。
- ・適応指導教室を訪問し、通級児童生徒の実態を把握するとともに、通級児童生徒が登校しやすいように、学校と通級指導教室とのパイプ役となってスムーズな関係づくりに努めた。また、通級指導教室に通う生徒の学校復帰に向けて支援することができた。

#### （2）今後の課題

- ・事例の多様化に対応できるよう、活動日数の適切な確保と資質向上を図る研修内容の充実が必要である。
- ・学校へのSSWの役割や実践事例の紹介等を通して、周知活動を促進し活用につなげる必要がある。

# 山形県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめや不登校等を課題とする小学校にスクールソーシャルワーカー（以下SSWという。）を派遣し、児童の状況や学校・地域の実態を踏まえた支援を行うことができるようにする。
- ・県内4教育事務所に設置している「いじめ解決支援チーム」にエリアスクールソーシャルワーカー（以下エリアSSWという。）を構成員として含め、「いじめ未然防止」に係る活動・いじめ重大事態発生時の対応を行うことができるようにする。
- ・県内の市町村に家庭環境支援のためのスクールソーシャルワーカー（以下家庭環境支援SSWという。）を派遣し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けや、関係機関とのネットワークの構築等の支援を行うことができるようにする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・SSWについては、教育事務所毎に市町村教育委員会からの情報を集約し、抱えている課題を踏まえて派遣先を決定する。
- ・家庭環境支援SSWについては、希望する市町村教育委員会を集約し、地域の実態を踏まえて派遣先を決定する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数： SSW20人（小学校20校） エリアSSW4人（教育事務所4か所）  
家庭環境支援SSW8人（8市町）
- ・主な資格： 社会福祉士 精神保健福祉士 教員免許
- ・勤務形態： SSW …原則 週2日×6時間×35週 年間420時間以内  
エリアSSW・家庭環境支援SSW …原則 週3日×4×35週 年間420時間以内

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・各地区指導主事会議において、SSW事業の趣旨及び活動方針について周知し、連携・協力体制の構築を図る。
- ・県内4教育事務所の小中学校長会議等でSSW事業の趣旨及び活動方針について周知し、効果的な活用及び改善に向けた方策等について情報交換を行う。
- ・SSWの効果的な活用事例を、教育事務所を通じて各市町村教育委員会及び各学校に周知する。
- ・SSWの役割や活動主旨等を記載した活動指針の資料を作成し、各SSW、学校等に周知する。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSW、エリアSSW、家庭環境支援SSW（その他、県独自事業の教育相談員、希望者）

### （2）研修回数（頻度）

全県研修会：年2回 教育事務所研修会：年2回

### （3）研修内容

- ・第1回全県研修会 全体講話「発達障がいの理解と支援のポイント」、分科会
- ・第2回全県研修会 全体講話「保護者との向き合い方を考える」、分科会
- ・教育事務所研修会 児童相談所との連携等に関する研修、いじめの対応に関する研修、事例検討

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・具体的な事例に即した研修

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有り

○活用方法 エリアSSW、家庭環境支援SSWによる域内への支援・助言

### （6）課題

- ・学校内におけるチーム体制の強化につながる研修の実施

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】貧困対策（家庭環境改善）のための活用事例（①④）

女子児童Aの家庭は、父親と祖母の三人暮らしで、生活保護受給世帯である。父親は定職に就かず保護者としての監護を怠っており、祖母がAの身の回りの世話を行っていた。祖母は自身の高齢と経済的困窮によりAの生活状況まで目が行き届かないこと、相談する身内がないことを学校関係者に話していたことから、学校では配慮が必要な児童として注視していた。

父親が、学校で必要な物品を購入するためのお金を使い込む事実などにより、関係機関の支援を求めることになった。SSWは関係機関と調整し、学校関係者、自治体の子育て支援課、児童相談所を構成員とするケース会議を開催した。ケース会議では在宅での継続した支援が可能であると判断し、支援計画を作成の上、支援を行うことになった。

##### ①経済的な支援

子育て支援課と社会福祉協議会が連携し、年金担保の貸付を利用して生活保護の受け取りを変更し、父親の生活保護費使い込みの再発を防止する。

##### ②Aの見守り

児童相談所はAの家庭についての情報を保持し、必要に応じて緊急一時保護等の処置を行う。

##### ③祖母への支援

地域包括支援センターの介入も視野に入れ、SSWは支援体制の構築を支援する。

一時的な経済的安定を図る策を講じることはできたが、継続的な安定には至っていない。父親の生活改善にも課題があり、今後も継続して支援していく必要がある。

#### 【事例2】不登校生徒のための活用事例（③）

男子生徒Bは、小学生の頃から不登校が続いていた。母子家庭で、不登校は両親の離婚による生活環境の変化と不安が一要因と考えられる。母親は勤務時間が不安定な仕事をしているため、同居する祖母が家事全般を担っている。祖母は曾祖母の介護もあり手一杯な状況である。Bは自室に引きこもった状況が改善せず、進路選択が不安なことから、SSWへの相談につながった。

SSWとの面談では、母親は「仕事に専念しなければ生活ができないこと」「親戚がいがないため相談する相手がいがないこと」などを吐露した。その後、適応指導教室の見学や学校での面談にSSWが同行することで母親の不安や心配が和らぎ、家庭でのBに対する働き掛けにも変化が見られた。母親が意欲的にBと関わることで、Bの気持ちにも変化が見られるようになり、高校進学につながった。

SSWは母親に対する直接的な支援を行うとともに、自治体の引きこもりに関する相談窓口につなぎ福祉部局との連携を図り、高校進学後も切れ目なく支援できる体制を構築している。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・いじめ・暴力等の問題行動に対して、SSW、エリアSSW、家庭環境支援SSWが支援し、解消または好転した割合は約70%であり、各SSWが関わることで改善につながっている。
- ・不登校または不登校傾向の児童に対して、SSWが支援し好ましい変化が見られた割合は、年間30日以上欠席の児童で42%、年間30日未満欠席の児童で77%である。30日未満欠席の児童についての割合が増加しており、長期欠席になる前の支援が充実してきているといえる。

※年間30日未満欠席の児童 H27：68%→H28：77%

#### (2) 今後の課題

これまでの本県SSWは教員経験者が多く、児童生徒・家庭の思いや特性に応じた支援に長じていた。その反面、社会福祉士等の有資格者の割合が低く、医療・福祉等の関係機関との連携、ネットワークによる支援等については課題があった。この課題を受け、平成28年度から、社会福祉士等の有資格者を家庭環境支援SSWとして配置し、スクールソーシャルワークの充実・改善に努めている。

引き続き、学校、市町村教育委員会、スクールソーシャルワーカーの連携により、児童生徒や家庭等に適切に対応できる環境を整備するとともに、各機関とのネットワークづくりの強化を図っていきたい。

# 茨城教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を、支援を必要としている市町村立学校及び県立学校に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりしながら、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決能力の向上を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 市町村教育委員会又は県立学校の要請に応じて、小・中学校等、県立学校に派遣
- ・ 経験豊富なSSWをスーパーバイザーとして派遣し、SSWの資質の向上や、必要に応じて複数で対応できる体制を整備
- ・ 新たにSSWを採用する際には、県社会福祉士会等に推薦を依頼
- ・ 次年度の採用計画作成に向け、全SSWに対して勤務可能日数等についての聞き取りを実施

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 派遣人数：11名
- ② 資格：社会福祉士8名、精神保健福祉士4名、教員免許保有者7名、大学教授1名（重複有り）
- ③ 勤務形態：【派遣型】小中学校：1回4時間（派遣回数は原則12回）  
県立学校：1回4時間（派遣回数は原則5回）  
※実態に応じて、派遣回数等を変更可能

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

【主な内容】SSW活用事業の、①ねらい、②派遣方式、③資格、④活動内容、⑤活動にあたっての配慮事項、⑥活動のイメージ、⑦派遣校における一日の様子（例）を記載

【周知方法】「SSWの効果的な活用に向けて」等の資料を作成し、各市町村教育委員会、各県立学校に配付するとともに、指導主事等研究協議会、SSW派遣事業説明会において活用方法等を周知

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

- 年2回（5月、2月）

### （3）研修内容

- 平成28年度スクールソーシャルワーカー活用事業に係る組織及び連絡体制づくり、活動の方向性についての共通理解
- 個別のケース検討及び関係機関等との効果的な連携
- 派遣校における活動状況についての情報交換等

### （4）特に効果のあった研修内容

- 個別のケース検討において、具体的事例を基にした実践発表と協議により、参加者一人一人が問題解決の当事者の立場で考えることができ、その後の実践的な活動に結びつく研修となった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：有
- 活用方法：スクールソーシャルワーカーが行う支援に対する指導及び助言  
派遣校での教職員研修等への指導及び助言  
その他児童及び生徒等の支援に関し、必要と認められるもの

### （6）課題

- 研修会開催回数の拡大（支援方法等の協議や情報交換の機会の確保）
- SSWの人材育成、資質向上を図る取組の充実

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校解消のための活用事例（③不登校）

- 小学生（男子児童）。4人兄弟の3番目。父は無職、母のパート（夜勤）で家計を支えている。家計は厳しく、母は日中睡眠をとり、夜間は不在のため、家族の生活リズムは乱れ、兄弟全員が不登校である。
- これまでは父を中心に支援を行っていたが、SSWの介入に伴い、新たに母を中心とした支援を始めた。家族の中心となる母の生活のリズムを整え、母自身が抱えている悩みや葛藤に寄り添い、問題解決に向けて支援した。
- 母の身辺が整理されていくに伴い、母の視点が子供たちの方へ向くようになった。家族内の問題解決に向けて母自らが動き出し、子供達と話し合った結果、母と子供たちでの自立の道を選んだ。
- SSWは母子の動向や精神面に配慮しながら、学校や役所などの関係機関と連携を行いサポートした。
- 母の仕事を日勤に変更し、母子で新居に移り、子供たちが登校しやすい環境づくり（支援学級や教育支援センター利用に向けた準備）、学校外からの支援（無料塾やこども食堂など）などを行った。
- 離婚後の父の生活支援準備（社会福祉課や民生委員との協力）などについても支援した。

#### 【事例2】虐待に関わる支援事例（④児童虐待）

- 小学生（男子児童）。平成28年4月に転入。夫からのDVが原因で離婚。当時児童相談所の一時保護を受ける。母親、姉、弟と同居。発達障害があり、感情の起伏が激しく、興奮して暴言を吐いたり暴力をふるったりするため、学級では頻繁にトラブルが起きる。
- 6月にSSW派遣開始。訪問日に児童面接、母親面接を実施し、学級活動を参観。
- 管理職、担任、特別支援コーディネーターと支援の手立てや環境づくりについて検討。徐々に学校生活には適応が進む。
- 子ども家庭課、児童相談所とケース会議を行い、母親の養育支援として、福祉サービスが利用できるように申請手続きの支援を進めることとしていたが、利用に至らないまま、12月に母親の虐待が発覚。
- 本人が家に帰りたくないを訴え、SSWが聞き取りを進める。即日、児童相談所相談員と心理士が来校し、SSWも児童面接に同席。両者が家庭訪問を実施し、事実確認をした上で、一時保護に至る。
- 3学期の始業と同時に学校、児童相談所及び子ども福祉課でケース会議を持ち、養育環境を整える支援体制づくりを確認して保護解除となる。その後、学校生活にも適応が進む。SSWの訪問日に児童面接、母親面接、教員との検討会議を継続して行う。さらに、福祉サービスのコーディネーターとして参入した社会福祉協議会とも、ケース会議を実施し情報を共有している。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成23年度の事業スタートから6年目を迎え、SSWの取組が充実

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
派遣人数	9名	10名	9名	11名
派遣校	17校	22校	24校	55校
市町村立学校	12校（140名）	22校（150名）	24校（173名）	38校（201名）
県立学校	—	—	—	17校（53名）
派遣回数	187回	214回	230回	494回

※（ ）内は、支援の対象となった児童生徒数

- 解決・好転したケース：241件・全体に占める割合43.5%（+116件・全体に占める割合+6.1%）  
※（ ）内は、前年度比較

#### （2）今後の課題

- 派遣先市町村教育委員会との連携強化（市町村教育委員会担当者とのケース会議・協議会等の実施等）
- 教職員のスクールソーシャルワークに関する理解
- 派遣回数・派遣時間の検討（学校のニーズに応じた対応）
- SSWの人材確保

# 栃木県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 貧困など福祉的支援が必要な家庭に対し、福祉部局等と連携して、関係機関に働きかけながら支援のためのネットワークを構築するなど、家庭支援体制づくりに向けた取組を行う。
- ・ 学校の努力にもかかわらず解決が困難な問題を抱えている学校に対して、県教育委員会、専門家、市町教育委員会が協力して、保健福祉部局などの関係機関、地域の人材と連携を図りながら問題の解決に向けた学校支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

各教育事務所（7カ所）に1～2名を配置し、福祉部局との連携や児童生徒、保護者への支援等、それぞれの専門性に応じて県内全域の学校に幅広く関わることができるようにした。また、児童生徒の問題行動や不登校等の背景には、家庭の貧困問題があるケースも多くあることから、3名の健全育成担当スクールソーシャルワーカーと7名の福祉的支援担当スクールソーシャルワーカーが協力して貧困対策に取り組めるようにした。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数：10名
- ・ 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、保護司、保育士、特別支援教育士、認定心理士、教員免許、養護教諭免許、県福祉部局OB、県警OB
- ・ 勤務形態：1日当たり6時間、年間勤務日数105日

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「栃木県スクールソーシャルワーカー取扱要綱（事業の目的、事業の内容、スクールソーシャルワーカーの主な業務、予算等）」に準じて、各教育事務所が地区の実情に応じた活動方針を策定し、文書や学校訪問、市町教育委員会主催の生徒指導担当者連絡会議等において周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・ 全スクールソーシャルワーカー、各教育事務所担当指導主事 等

### （2）研修回数（頻度）

- ・ 研修会1回、連絡会議3回

### （3）研修内容

- ・ 研修会：有識者を招いての講話及び班別研修
- ・ 連絡会議：事例研究、市町教育委員会や学校との連携の在り方等についての情報交換

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ スクールソーシャルワーカーの介入により、学校が福祉部局及び警察との連携を図りながら対応した事例に関する協議

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置：有

○活用方法：対応策の決定や対応に困った場合などに、スーパーバイザーである弁護士や精神科医からの助言を受ける。

### （6）課題

- ・ 多様な事例に対して適切に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けて研修内容を充実させる。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境の影響を受け、学校不適応になっている児童生徒への対応に向けた活用事例

(①貧困対策、③不登校)

両親が病弱のため働くことができず生活保護を受けており、家の中はゴミが散乱している状況であった。3人の子ども(小・中・特別支援学校)は、卒業後の就労意欲がなかったり、不登校になっていたりしていた。

学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーが中心となり、学校関係者、市教育委員会、市福祉部局、教育事務所が出席するケース会議を開催した。ケース会議では、市営住宅等への転居、父親と長男への就労・生活支援、不登校解消に向けたスクールカウンセラーとの連携や校内相談体制の再構築等、各関係機関が家庭環境の改善や今後の支援策等について、意見交換や役割分担を行うとともに、市福祉部局とスクールソーシャルワーカーが連携しながら家庭支援を継続することを確認することができた。

#### 【事例2】クラスで孤立しがちな高機能自閉症の生徒への対応に向けた活用事例(⑥その他)

学校から、入浴や着替え等の身だしなみを整えることができない生徒に対する支援と卒業後の相談窓口の紹介について要請があり、スクールソーシャルワーカーが本人と面談を行った。面談を通じて、スクールソーシャルワーカーは、本人が友だちができないことについて悩んでいることを把握するとともに、基本的な生活習慣が身につかないのは発達障害の影響であることに気がついた。

スクールソーシャルワーカーは、市福祉部局や医療機関から得た情報を学校や保護者に情報提供するとともに、保護者に通院を勧めた。その結果、本人は幼少期に通院していた専門医の診察を受けることができた。また、市スクールソーシャルワーカーの協力を得て、入浴指導を行ってくれるNPO法人を紹介した。

さらに、スクールソーシャルワーカーは、本人に対する進路指導に際し配慮すべき点等について担任、養護教諭と確認し、また、保護者の希望も踏まえながら、精神障害者保健福祉手帳の取得を行い、障害者枠での就職につなげることができた。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・対応回数：延べ815回

(内訳) 学校訪問：493回(計画訪問、要請訪問において、個別事案や指導體制への助言、児童生徒の観察支援、保護者の相談対応等)

ケース会議：37回(学校、関係機関が開催するケース会議への出席)

家庭訪問：108回

関係機関訪問：61回(市町教委、適応指導教室、病院、警察等学校以外の施設等への訪問)

電話来所相談：114回(電話相談、来所相談への対応、電話での関係機関との情報共有等)

研修会講師：2回(学校等が開催する研修会の講師)

- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」を作成・配布したり、各種研修会等においてスクールソーシャルワーカーの活用について普及啓発に努めたりしているため、学校、市町教育委員会、関係機関等は積極的にスクールソーシャルワーカーを活用している。
- ・スクールソーシャルワーカーの介入により、学校と市町福祉部局等関係機関が、共通理解を図り協力して児童生徒、保護者の支援に取り組むことができるようになった。

#### (2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーが、多様化、重篤化するケースに対してより迅速かつ適切に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーの勤務条件の改善や人材確保が必要である。

# 群馬県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、SSWを配置した教育相談体制を整備する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

SSW6名を県内3つの教育事務所に配置し、市町村教育委員会からの要請により、県内全域の学校に幅広く関わられるようにした。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：6名
- ・資格：社会福祉士の資格を有する者 6名  
(うち精神保健福祉士の資格を有する者4名)

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

市町村教育委員会に、SSWの配置について通知を出すとともに、活用事例集「みんなの力で解決～SSWを活用しませんか？～」を電子媒体で送付した。また、小中学校の生徒指導対策協議会（小中全校参加）で、活用事例集を紙媒体で配布した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・県SSW、市SSW、教育事務所生徒指導担当指導主事、市町村教育委員会担当者、市町村福祉部局担当者、公立小中学校教職員

### （2）研修回数（頻度）

- ・年間1回（7月）

### （3）研修内容

- ・小中学校の問題行動等の現状及びSSW活動実績についての説明
- ・SSWを中心とした支援の実践や今後の展望について関係機関を交えたシンポジウムの実施

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・SSW推進シンポジウムでは、これまでの実践成果やモデルとなる活用方法を紹介し、学校と福祉機関等との連携の重要性について示すことができた。
- ・現状のSSW活用事業の課題及び今後のより効果的な活用方法について協議を行った。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 なし

### （6）課題

- ・学校と福祉がより連携し児童生徒の支援ができるようにするためにも、学校だけでなく関係機関や市町村福祉部局に対してもさらにSSWの役割を周知していくことが必要である。
- ・学校現場での課題等をより正確に把握するため、学校の教職員を交えての研修会等が必要である。
- ・教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有する人材を確保する。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校となっている姉妹のための活用事例（①貧困対策 ③不登校）

##### 1 本人を取り巻く環境の問題

- ・小学3年と小学5年の姉妹。5人家族。成人した無職の兄と父母の5人暮らし。準要保護申請中である。
- ・子供たちに着せるもの食べさせるものがないとの母の訴えあり。
- ・家はゴミだらけで、ゴミの隙間に薄い布団を敷いて雑魚寝している。この環境を変えなければ姉妹の健康は維持しがたいのではと学校では考えている。

##### 2 SSWによるアセスメントとプランニング（支援策）

- ・無職の兄の問題も含めてまず生活困窮者自立支援事業につなげる。
- ・食糧支援をフードバンクに依頼する。
- ・家を清掃する。

##### 3 連携した関係機関とその役割

- (1) 市役所生活保護担当課の自立支援窓口：次男の就労支援とフードバンク利用の可否を判断する。
- (2) 主任児童委員（2人）：家庭支援と家の清掃に協力。
- (3) 学校：家の清掃（教頭、教諭、校務員、SSW、トラック2台、清掃用具を学校が手配）。

#### 【事例2】暴力的な男子のための活用事例（③不登校 ④児童虐待 ⑤暴力行為）

##### 1 本人を取り巻く環境の問題

- ・中学2年男子。落ち着きがなく、調子に乗ると止められなくなり、友人に乱暴したりしてしまう。
- ・母子家庭。元夫の家庭内暴力で実家に逃げ、祖父母と母の弟（叔父）と同居している。
- ・ネット使用がやめられずに昼夜逆転し、不登校となっている。
- ・母は昼夜兼行で働き、養育は祖母任せ、母自身他人とのコミュニケーションは苦手である。

##### 2 SSWによるアセスメントとプランニング

- ・本人は社会的なルールを軽視・無視してしまっている。
- ・運動に関心が向いているため、当面は、種々のルール違反を指摘せずに、運動に誘い、昼夜逆転生活からの脱却を第一目標としたほうがよい。
- ・SCとの面接を可能な限り実施し、アンガーマネジメントを継続指導する。

##### 3 連携した関係機関とその役割

- (1) 特別支援学校の臨床心理士：WISC等の心理的アセスメントの実施を依頼する。
- (2) 担当SC：面接を実施しアンガーマネジメントについて導入する。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

##### ① 支援状況

- ・支援件数 のべ129件（問題が解決または好転34件）
- ・主な支援内容 不登校、非行・不良行為、家庭環境の問題、貧困の問題、発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題

##### ② 成果

- ・県内3つの教育事務所に2名ずつSSWを配置し、県内全域の小中学校の事案に対応できた。
- ・ケース会議を実施することで、教職員やSSWの役割分担ができるので、具体的な行動計画にそって支援を進めることができるだけでなく、校内の相談体制の強化を図ることができた。
- ・社会福祉士と精神保健福祉士両方の資格を持つSSWを任用したことで、より幅広い事案に対して広い視点から助言を行い、関係機関と連携し対応することができた。

#### (2) 今後の課題

- ・支援が必要な児童生徒を、より迅速かつ継続的に福祉につなげられるようにするためにも、市町村の福祉部局や関係機関にもSSWの役割や学校との連携のあり方について周知を図っていくことが必要である。

# 埼玉県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校と連携し、子どもが置かれた様々な環境へ働き掛けを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている子供及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

小・中学校対応のスクールソーシャルワーカーについては、配置を希望する市町村教育委員会から実施計画書を県に申請する。県教育委員会は、計画書とその市町村の生徒指導上の課題等を踏まえ、県内配置のバランス等を考えて配置している。

高校にあつては、各教育事務所4所（全日制に対応）と拠点校8校（定時制に対応）に配置している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：60市町村に69人、4教育事務所に4人、拠点校となる定時制高校8校

主な資格：

社会福祉士 19人    精神保健福祉士 5人    社会福祉主事 8人    家族関係心理士 1人  
臨床心理士 4人    介護福祉士 3人    認定心理士 4人    教員免許状 63人

勤務形態：1日6時間、週2日、年間90日間（高校対応のうち6名は週3日、年間135日）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定し、市町村教育委員会及び学校へ配布し、活用を図っている。また、スクールソーシャルワーカーに対しては、年度当初に実施した連絡協議会で説明をし、周知している。主な内容として、スクールソーシャルワーカーを活用することが効果的と考えられる子どもの状況、スクールソーシャルワーカーの活動内容、連携先としての関係機関（関係者）について示している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

市町村及び4教育事務所と定時制高校配置のスクールソーシャルワーカー

配置市町村教育委員会の担当職員

### （2）研修回数（頻度）

年間3回（4月、8月、1月に実施）

### （3）研修内容

第1回：事業概要説明、県の生徒指導上の課題説明、グループ協議（近隣市町村ごとに）

第2回：講演（大阪府立大学 教授 山野 則子 氏）

第3回：講義及び演習（大阪府立大学 スクールソーシャルワーク評価支援研究所 客員研究員 渡邊 香子 氏、研究会員 福島 史子 氏）

### （4）特に効果のあった研修内容

第3回の講義及び演習では、効果的なスクールソーシャルワーク実践をするため「評価ファシリテーションの手引き（大阪府立大学 スクールソーシャルワーク評価支援研究所）」を活用し、講義と演習により各自治体の課題把握と具体的な行動目標の設定を行うことができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置：なし

### （6）課題

資質向上の機会として有効な研修回数の設定

SVの設置

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】児童虐待及び貧困対策のための活用事例（①貧困対策、④児童虐待）

3年生に編入してきた外国籍の生徒である。両親からの身体的・精神的・性的・経済的虐待を幼少期から受け続けてきた。生徒は全治3週間の怪我を負わされ婦人保護施設の支援を通じて、本校に転入した。住民票の閲覧制限を受けて生活保護を受給したが、単身世帯となったために申請中の永住許可が保留になった。SSWの仲介により、弁護士及びNPO法人などの支援により永住許可が下りた。生活困窮者支援を行うNPO法人などとも連携し、食糧支援なども受けて、現在は大学進学を目指して勉学に励んでいる。

#### 【事例2】不登校対策のための活用事例（③不登校）

精神保健福祉手帳を所持し、児童精神科に通院している生徒である。学期途中で登校しぶりが見られるようになったが、保護者と頻りに面談を重ねたうえ、SSWが主治医を訪問して病状照会を行い、学校生活で配慮すべき事柄についてスーパーバイズを受けた。現在は体調のすぐれない日を除き、継続的な登校が再開できるようになり、学校行事等にも参加できるようになった。本人、保護者と医師との話し合いにより、授業中に配慮すべき点（例えば緊張を強いる場面を減らすなどの配慮や学校生活全般において緊張が極度に高まる事の無いような対応）に、担任、教科担任、非常勤講師など、職員全員のコンセンサスを得たチーム支援が実現している。

#### 【事例3】貧困対策のための活用事例（①貧困対策、⑥その他 発達障害等）

父と祖父母と暮らす生徒である。祖父母は介護支援が必要な状態で、家事と生徒の通学の送迎は父がすべて行っていたが、父が精神疾患のために入院し、障害をもつ生徒は通学ができなくなった。障害年金と祖父母の年金だけの収入で経済状態も苦しい状態が続き、家庭生活が困難になり担任から相談が入った。担任と家庭訪問を行い、状態を把握したうえで、子育て支援課・福祉課・社会福祉協議会・学校とでケース会議を行う。家族全員に支援が必要な状態であるため、それぞれに福祉支援を入れていくことで生徒の生活を支えていく方向で意見がまとまっている。生徒の進路選択を見据え、卒業後の生活の安定も視野に、支援を継続している。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成28年度の「スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録」によると、支援対象児童生徒の抱える問題としては、「不登校の問題（1162人：30.2%）」、「家庭環境の問題（773人：20.1%）」、「発達障害等に関する問題（597人：15.5%）」の順で多く、これら全体で65.7%を占めている。また、それぞれの問題に対するのべ相談件数は、順に11616件、4412件、3117件であった。関係機関との調整を図りながら支援を継続的に行っている。生徒指導・教育相談に関する会議等への出席や日々の相談業務を通して、課題を抱える児童生徒の通室する教育相談室や教育支援センターとの連携が進み、スクールソーシャルワーカーの対象の児童生徒への理解も深まっている。

#### （2）今後の課題

- ・スーパービジョン体制がないため、スクールソーシャルワーカー個人の力量によるものが大きい。市町村において、スクールソーシャルワーカーは一人職である場合が多く、より多面的な視点でのアセスメントを行うためにも、スーパーバイザーの配置は必要である。
- ・現行の週2日の勤務形態では、抱えている案件が多くなると継続的な支援や緊急の支援に対応しにくい。適正な配置数や勤務日数の整備・充実をしていく必要がある。
- ・スクールソーシャルワーカーとして必要とされる社会福祉に関する知見を身につけるため、研修機会の確保や研修方法の工夫が必要である。

# 千葉県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・様々な困難を抱える児童生徒の状況に応じて、家庭や福祉機関への働きかけ及び関係者に対する支援・相談を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ア 地区不登校等対策拠点校（公立小中学校）12校中8校に配置し、教育事務所管内の公立小中学校、義務教育学校、公立高等学校の事案に対応。
- イ 地域連携アクティブスクール（県立高等学校）4校に配置し、校内の事案に対応。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ア 8名（社会福祉士及び精神保健福祉士2名 社会福祉士4名 精神保健福祉士2名）  
年間543時間（週2日35週、1日7時間45分）
- イ 4名（社会福祉士及び精神保健福祉士1名 社会福祉士1名 精神保健福祉士1名）  
年間624時間（週2～3日、週31時間以内）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ア 勤務形態、派遣手順、校内での受け入れ態勢等を明記した「活用の指針（教育事務所〈市町村教育委員会・〉用）」を策定し、配付するとともに、管下の学校への配布を依頼し、周知を図っている。
- イ 要項のみ

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

8名（※訪問相談担当合同の研修会は地域連携アクティブスクール配置の4名も参加）

### （2）研修回数（頻度）

5回（スクールカウンセラーと合同2回、訪問相談担当教員と合同3回）

### （3）研修内容

訪問相談担当教員合同研修会では、講話及び協議を訪問相談担当教員と一緒にを行うとともに、スクールソーシャルワーカーのみでの事例検討会を実施した。また、スクールカウンセラー等研修・協議会（全体会・地区別）でも、講話及び情報交換、グループ別協議等を実施した。

### （4）特に効果のあった研修内容

それぞれが抱える問題の事例検討会を行ったことで、様々なケースに対する個々の対応法が学べ、今後のケース対応をしていく上で大変有効であった。また、活動全般について助言しあうことで、より効果的な取り組みに役立った。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 なし
- 活用方法 なし

### （6）課題

スクールカウンセラーや訪問相談担当教員との合同研修会という形で行っているが、今後の配置拡充に向け、スクールソーシャルワーカーに特化した内容も充実させていく必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】貧困と養育能力が関係する不登校等の解決のための活用事例（①貧困対策、③不登校、⑥その他）

高校生。母子家庭で母は発達障害と精神疾患を患っており、収入がほとんどなく生活が困窮。当該生徒も無断外泊を繰り返し、学校も欠席が重なり進級が危ぶまれる状態であった。学校からの要請によりスクールソーシャルワーカーが母や当該生徒との面談を実施し、生活保護の申請を行った。また母親の状態が悪くなく、母親と一緒に市の福祉課へ福祉サービス内容の確認の相談をした。この動きにより、当該生徒も前向きな姿が徐々にみられるようになり、卒業したいと意思を表明し、学校へも登校するようになり、進級につながった。

#### 【事例2】精神性疾患と養育能力による不登校改善のための活用事例（③不登校 ⑥その他）

トイレや外出ごとにシャワー後着替えなどを行う強迫性障害を持つ不登校の児童。母親はコミュニケーション能力が低く、養育能力も低い状態であったため、SSWが母親への支援を行い、当該児童を医療機関へ、薬の処方と継続的な受診につなげた。その結果、症状の改善も徐々にみられるようになり、今後状況を見ながら登校へとつなげていく方向である。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」をみると、延べ362件の問題に対し、122件が「問題が解決」または「支援中であるが好転」となっている。
- ・拠点校配置を始めた平成26年度と比較すると、対応校数で約2倍、学校や家庭への訪問回数は約2.5倍に増加しており、スクールソーシャルワーカーの必要性が高まってきている。
- ・地域連携アクティブスクールへのスクールソーシャルワーカーの配置により、子どもと親のサポートセンターや市町村、児童相談所、発達障害者支援センター等の関係機関との連携が深まり、生徒の抱える課題に対して、より適切な対応が可能となった。

#### （2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの認知が高まり、活用が求められる中、地区不登校等対策拠点校配置のスクールソーシャルワーカーについては、3名の配置拡充を行ったものの、千葉市内の小中学校及び、地域連携アクティブスクール4校を除いた千葉県全域を8名で対応するのはかなり困難である。
- ・地域連携アクティブスクールにおいては、スクールソーシャルワーカーが効果的に機能する教育相談体制の構築、スキルアップのための研修体制の確立など、更なる充実を図る必要がある。

# 東京都教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり関係機関等とのネットワークを活用するなどし、相談・連携体制の整備を図り、問題を抱える児童・生徒への支援を行うために配置している。

### （2）配置・採用計画上の工夫

実施主体を区市町村教育委員会とし、学校や地域の実態や関係機関の設置状況等に応じた適切なネットワークによる支援体制の構築ができるよう工夫している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数 166人

○実施地区 50区市町

○資格

i) 社会福祉士〔89人〕

ii) 精神保健福祉士〔62人〕

iii) その他社会福祉に関する資格〔10人〕

iv) 教員免許〔40人〕

v) 心理に関する資格〔43人〕

vi) その他SSWの職務に関する技能の資格〔8人〕

※複数回答のため、総和は配置人数を超える。

○勤務形態 事業を実施する区市町村教育委員会が、学校や地域の実情やニーズにより設定しており、派遣日数及び時間、報酬等は実施地区ごとに異なる。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

○策定 児童・生徒の健全育成上の課題の解決に向けて、スクールソーシャルワーカーを活用した児童・生徒等への支援を円滑かつ効果的に推進するための基本事項を示した「スクールソーシャルワーカーを活用した健全育成の推進」を策定した。

○主要内容 「SSWとは」、「SSWの採用」、「SSWによる対象となる事例」、「SSWによる支援」、「SSWの配置形態」、「教育委員会による支援」、「学校における効果的な活用のために」、「SSWの活用事例」、「ネットワークを構築する関係機関・人材の例」等

○周知方法 健全育成担当者を対象とする連絡会等を通じて、区市町村教育委員会に繰り返し周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

スクールソーシャルワーカーを対象とする研修については、事業を実施する区市町村教育委員会において必要に応じて実施している。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】暴力行為改善のための活用事例（⑤暴力行為、⑥その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等）

当該生徒は、小学校在籍時からコミュニケーションの課題が顕著であり、友人への暴言・暴力、家庭内暴力が続いた。小学校の頃から、学校や関係機関と連携して問題解決を図ってきた。中学校では、ケース会議において医療関係者の助言を取り入れた支援方針を決定し、保護者へ当該生徒の心理・発達面での支援の必要性を粘り強く説明し、当該生徒の医療機関受診へとつなげることができた。当該生徒が、継続的に適切な支援を受けたことにより、暴言・暴力が減少していった。

#### 【事例2】不登校改善のための活用事例（③不登校）

保護者が育児に多くの時間を割けず、当該児童の遅刻や欠席が続いた。ケース会議を開催し、対応の基本方針を関係者で確認した後、担任の家庭訪問ではスクールソーシャルワーカーが同行して、保護者とのつながりを構築することができた。その後、保護者との対話を通して、スクールソーシャルワーカー単独での家庭訪問へと移行し、当該児童が深夜までテレビゲームをしていることについて、生活習慣改善のためにアドバイスを行った。また、学校関係者と民生児童委員が連携して当該児童の登校支援を行った。さらに、子ども家庭支援センターと連携して、当該児童保護者に行政機関で受けることのできる具体的な支援について説明し、児童相談や経済援助へとつなげることで家庭の安定を図り、結果、当該児童の遅刻減少と登校日数の増加へとつなげることができた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- スクールソーシャルワーカーの効果についての周知が広く浸透してきており、平成28年度の実施地区は、50地区となり前年度より4地区増加となった。
- スクールソーシャルワーカーが、継続的に支援した事例は6,011件であり、その中でも不登校への支援が一番多く、2,819件であった。平成27年度のスクールソーシャルワーカーが扱った総件数が、4,614件であり、1,397件増加したことは、スクールソーシャルワーカー事業の浸透とその需要が増加傾向にあることが分かる。
- 不登校に関連して対応した事例では39.1%が解決したか、好転する状況が見られた。
- いじめ、暴力行為、非行等に関連して対応した事例では46.1%が解決したか、好転する状況が見られた。

#### （2）今後の課題

- スクールソーシャルワーカー活用事業の実施については、さらなる充実を希望する区市町村教育委員会が多いことから、事業充実に向けて、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーの人材の確保とともに、資質・能力を高める必要がある。そのため、平成29年度は東京都教育委員会がスクールソーシャルワーカー事業の連絡会を開催し、東京都の各自治体で勤務するスクールソーシャルワーカーが講義で学びを深め、スクールソーシャルワーカー同士が情報交換を行える場を提供する。
- 本事業の成果について更なる周知・啓発を行い、スクールソーシャルワーカー活用事業の一層の充実を図ることが求められる。

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

## (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門知識や技術を有するユースソーシャルワーカー（以下「YSW」という。）及び統括・マネジメント役を担うユースアドバイザー（以下「YA」という。）からなる「自立支援チーム」を東京都教育委員会に設置し、都立学校に派遣する。

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）を訪問するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携して就労や再就学に向けた支援を行う。

## (2) 配置・採用計画上の工夫

継続派遣校には定期的に、要請派遣校については状況に応じてYSWを派遣。担当学校については、自宅との距離を考慮し決定している。

## (3) 配置人数・資格・勤務形態

○配置・勤務 53人・月16日勤務

○対応校数 全都立学校

○資格 ①社会福祉士〔18人〕 ②精神保健福祉士〔13人〕

※複数回答 ③その他社会福祉に関する資格〔17人〕 ④教員免許〔18人〕

⑤心理に関する資格〔4人〕 ⑥その他職務に関する技能の資格〔17人〕

## (4) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

○策定 都立学校における不登校・中途退学対策の推進体制、都立学校への派遣等に関して必要な事項を定め、もって支援を要する生徒等に対するきめ細かな相談対応等を行い、その社会的・職業的自立を促進することを目的とした「平成29年度都立学校における不登校・中途退学対策（都立学校「自立支援チーム」派遣事業）実施要綱」を策定した。

○主要内容 「都立学校における不登校・中途退学対策の推進体制」「YSW及びYAの職務、資格」等

○周知方法 YSWを含めた全職員に周知するとともに、各都立学校に通知し、周知を図っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象 YSW及びYA 全53名

(2) 研修回数 月2回程度

(3) 研修内容 「学校組織へのアプローチについて」、「児童福祉法の改正と要保護児童対策地域協議会の役割」、「社会福祉協議会とコミュニティ・ソーシャルワーク」等

(4) 効果的な研修内容

「YSWが経験した支援事例を発表し、意見交換を行う事例検討会」

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 : あり

○活用方法 : ①YAに対するスーパーバイズ ②YSWに対するスーパーバイズ

③その他、都立学校の当派遣事業を実施する上で教育委員会が必要と認める事項

(6) 課題 研修に際した内容やレベルの設定

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】精神障害等のための活用事例（⑥その他、発達障害等に関する問題、関係機関との連携）

児童養護施設に入所中の精神障害者保健福祉手帳2級を持つ生徒について、広汎性発達障害・ADHD等の症状が見られたため、国立障害者リハビリテーションセンター内にある職業リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）への入学支援を学校から依頼された。本依頼の趣旨を踏まえ、まず、本人と面談を実施し、意思確認を行った後、入学に必要な手続を行うため、センターやその他ハローワーク等各種手続機関へ連絡し、順番に予約を取り進めて行った。次に、夏期長期休業中、センターへの入学に向けた面談練習・ペン習字練習やピッキング練習などの支援を実施した。しかし、10月の合否判定で不合格となり、その後、本人が学校に登校できないほど体調を崩してしまったため、暫く支援を中断し、本人の様子を見ることとなった。しかし、3月には施設を退所しなければならないことから、当該校から施設退所後の住居となる入居先を見つけて欲しいと再度、依頼され、児童相談所等とともに生徒の入居先を検討した。その中で、本人の体質改善・発達障害の受容と行動の仕方を学ぶ施設として、YSWは、栃木県のNPO団体の施設が適切と考え、各関係者へ打診した。関係者の了承と相手方の受入れ可能との返事を受け、本人が実際に見学し「僕、ここに住む」との発言もあり、行政書類の手続きが整った後、転居し、生活を開始した。入居後は、地域の方々と話したり、入居者とともに食事を食べたり、農作業を行ったりと、楽しく過ごしているようである。また、精神科への通院も開始し、今後ウエス等の検査も改めて受けていくとのことであった。

#### 【事例2】不登校改善から進路切替につないだ活用事例（③不登校）

担任から「不登校になっている生徒がいる」と相談を受けたが、担任が電話等で連絡をしても、本人との面談になかなか繋がらなかった。そんな中、前年度卒業した兄が偶然学校に来ており、兄が在学中にYSWとの関係性が良好であったため、妹（対象生徒）が学校に行けていないと相談された。兄に困り感があり、妹と話をしてほしい、と依頼を受け、兄から妹へ、YSWと話をしてみることを提案してくれた。そこから、面談を設定でき、登校できるよう、環境の整備、本人の気持ちを持ち上げるよう面談をした。その後、本人が私立通信制への転学を強く希望したため、登校支援から進学支援に切り替え、支援を実施し、無事転学を実現できた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成28年度から事業を本格実施し、YSWが継続派遣校34校において支援した生徒数は2,109人となっている。
- うち、不登校者・中途退学者関係で対応した生徒数は316人、不登校や中途退学となるおそれがあり支援した生徒は1,012人である。
- 平成25年度～27年度の不登校者数における中途退学者出現率は、平均50.9%であり、同等の中途退学者出現率で推移したと仮定すると、平成28年度の中途退学者数の推計は、1,496人と予想された。一方、平成28年度の実際の中途退学者数は971人であったことから、525人分の中途退学を抑制できたと推定される（不登校者数における中途退学者出現率は50.9%から33.0%に低減）

#### （2）今後の課題

- 多様かつ複雑な案件に対応するためYSWの資質向上と継続的な確保が必要であり、事業実施の体制や報酬額の適切な見直しを検討する必要がある。
- 都立高校生進路支援連絡協議会等を充実させ、外部の関係機関との連携を強化するとともに事例研究を継続的に実施する必要がある。

# 神奈川県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱えた児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」等により、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者をスクールソーシャルワーカー（以下、SSWとする）として学校へ派遣している。

### （2）配置・採用計画上の工夫

各教育事務所に配置されたSSWは、中学校区を単位とした重点対応地域を中心とした活動と、市町村教育委員会や学校からの要請を受け、長期化・重大化を防ぐ必要がある事案への対応を行っている。県立高校においては、県内20地区の拠点校に各1名のSSWを配置し、地区内の拠点校以外の学校（県立の中等教育学校、特別支援学校も含む）から派遣要請があった場合には、拠点校からSSWを派遣する体制を構築している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

小・中学校は、SSWを4教育事務所に配置型18名、巡回型12名、合計30名配置し、勤務形態については、配置型、巡回型ともに年間245時間（1回7時間、年間35回）である。県立学校においては、拠点校型20名配置し、勤務形態については、年間490時間（週2日、1日7時間、年間70回）である。小・中・高校ともに、SSWが所有している主な資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員免許状等である。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」及び「関係機関との連携支援モデル」を作成し、県教育委員会のホームページにてSSWの役割等を周知するとともに、各教育事務所や市町村教育委員会が実施する研修会等で活用し、学校の教職員等がスクールソーシャルワークの視点に立った支援の手法等を取り入れ、児童・生徒指導の充実を図るための取組を進めている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下、SSWSVとする）、県及び市町村のSSW、教育事務所及び各市町村教育委員会担当指導主事、保健福祉局関係職員（児童相談所、保健福祉事務所、精神保健福祉センター、市保健福祉事務所等）

### （2）研修回数（頻度）

小中学校・・・連絡協議会 年2回 連絡会 年2回  
高校・・・・・・新規採用研修会 年2回 連絡協議会 年3回

### （3）研修内容

【新規採用研修会】（高校）県内の高等学校の状況や「児童・生徒の問題行動調査」の結果等を伝えた。また公務員、SSWとしての自覚と責任感を持つとともに事故・不祥事防止や、スクールソーシャルワーク業務力向上を図るための研修を行った。

【連絡協議会】（高校）生活保護の立場から「高校生への支援」について講師を依頼し、生活保護の種類や世帯分離、生活困窮世帯等への学習支援事業等について学んだ。また、地域ごとのグループに分かれ、事例をもとに実際の対応についての検討及び協議を行った。3回のうち1回は、小中学校のSSWと合同で協議を行った。

【連絡会】児童虐待を中心として、子どもの支援における連携について、法律・制度の面から講演を受けた。高校入学前からの課題について入学後も引き続き支援している事例について、入学前にできたこと等の検討及び協議を行った。

### （4）特に効果のあった研修内容

協議において、グループごとに具体的な事例を情報提供してもらい、連携のあり方について話を進めた。その中で、ネットワーク構築のためにそれぞれの機関のできることを理解することができた。関係機関を含めたグループの編成により顔の見える関係づくりが行えただけでなく、それぞれの機関が対応できる内容を知り、今後の相談等に資することができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### OSVの設置

SSWSVを教育局に2名配置している。勤務形態は、配置型、巡回型とも、年間350時間（1回7時間、年間50回）である。

#### O活用方法

教育事務所配置のSSWに助言指導を行うとともに、県立学校及び市町村教育委員会や市町村立学校の要請により、事案に対応する。

### （6）課題

限られた勤務時間の中で、相談スキルの向上を図るための効果的な研修のあり方。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】心身の健康・保健に関する支援の活用事例(⑥)

定時制高校女子生徒。新学期になり、クラスに知っている生徒がほとんどいない、誰とも話せないと保護者に訴えるようになり、高熱を出すなど体調も崩したことも重なり欠席が増える。保護者の送迎で何とか登校していたが、次第に「クラスが怖い」「死にたい」などと切迫した内容のメールを学校から保護者に送るようになり、校内でも過呼吸や意識消失発作などを起こすようになってきた。また、自宅でも暴れたり、ベランダによじ登ったり、道路に飛び出したりするなどの行動が次第に増えていた。

保護者と面談し、この間の出来事を傾聴。本人への対応に疲弊していると話を整理し、まずはすでに通院を始めていた精神科クリニックにSSWから連絡を取り、学校の対応について主治医に相談することの了解を得る。主治医と連絡し状況に応じて生徒と保護者、学校と医療機関とのやり取りができるよう調整した。

2か月以上経過したが、不眠、不食、夜中自宅から飛び出すなどの行動は続き、ほとんど登校できなくなった。対応に困った保護者と学校で他の専門機関を検討するための面接を重ねた。緊急時に利用できる精神科救急システムを紹介しつつ、思春期専門医がいて病棟のある病院を複数検討した。保護者が選んだ病院に予約する際、保護者の了解を得てSSWから病院PSWを通して診察医に学校での様子を情報提供した。

しばらく週1回の通院を続けたのち入院となり、現在も入院加療を続けている。

#### 【事例2】不登校に関する支援の活用事例(②)

小学校高学年男子児童。前年度の始業式翌日から不登校となる。当初は教育相談室へ通室していたが、夏休み頃から外出ができなくなった(車にも乗れない)。母親がいないと不安が強くなるため、母親は30分程度の外出しかできない状態になった。やがてさまざまな強迫性障害の症状が現れ希死念慮を口にするようになり、家族が対応に苦慮するようになった。医療機関についても、保護者が医療や投薬に抵抗感があることや本児が外出できないため受診ができないことから、繋ぐことができない状態であった。

学校で、担任・相談室教員・保健師・SSWによるケース会議を開き、それぞれの役割と定期的な家庭訪問を決定し、週に1回以上は支援者が家庭を訪問する体制づくりを行った。また、保健所へ繋ぐことで本児と家族の精神科医の訪問医療相談を、SCに繋ぐことで本児と家族に心理教育や行動療法のレクチャーを受けられるようにした。

その後、本児が楽しく過ごす時間と家族が一息つける時間を作ることができ、支援者への信頼関係を構築することができた。また、家族が本児の障害を理解・受容し、医療機関受診へ向けての意識形成ができた。

今後、本児の医療機関受診と家庭への継続的な支援、及び、兄弟への見守りを行っていく必要がある。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成28年度の支援対象児童生徒数は、小学校630名、中学校705名、高等学校972名、特別支援学校10名、計2317名で、うち継続者数は、小学校403名、中学校458名、高等学校731名、特別支援学校1名、計1593名であった。また、継続支援対象児童生徒の抱える問題については、件数の多い順に「家庭環境の問題」601件、「不登校」453件、「心身の健康・保健に関する問題」296件で、全件数の合計は2523件となっている。

学校だけでは解決することが困難な課題を抱える相談について、家庭環境の背景を把握し改善することにより、子どもの学校生活がより安定したものになる件数が以前よりも増加する傾向が見られる。支援を要する児童・生徒が抱える課題が複雑化しているが、SSWが現状についての見立てを行い、関係機関との連携を適切に行い、課題が重大化せずにいる状況も多く見られる。

#### (2) 今後の課題

SSWの事業開始から8年が経過し、SSWの成果や課題を把握したうえで、県SSWと市町村SSWの役割を明確にすることが考えられる。SSWの人数が増加しているため、一堂に介する必要がある会議と、一定の地域(教育事務所等)で行う研修会の違いを考え、実施していくことが必要と考えられる。

今後、各学校の相談件数の増加が予想され、市町村教育委員会と連携し、派遣体制・相談体制を整備する必要がある。

高等学校においては、SSWの配置活用事業が開始され3年目に入った。今後、SSWの配置増に伴い、各学校の相談件数の更なる増加が予想されるため、各学校での教育相談体制を整備していく必要がある。特に定時制高校では、家庭の経済的理由等により、生徒が仕事の多忙等で学業の継続が困難となり、上級学校等への進学を断念したり、中途退学したりするケースなどが多くみられる。それらへの対応は教員のみでは限界があり、福祉の専門家であるSSWを重点的に配置して、外部の専門機関と連携するなどの対応が必要である。

また、各学校の教職員が児童・生徒の支援を行うために、SSWから必要な視点や手法を学び、主体的に関係機関と連携できるよう研修活動等を充実する手法を考えていく必要がある。

# 新潟県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ① スクールソーシャルワーカー（以下SSW）を核とした市町村のサポートチーム、スクールカウンセラー等との緊密なネットワークの構築
- ② 学校だけでは対応できない事例に対する体制整備や指導力の向上
- ③ 児童生徒への継続的支援による問題の未然防止と解決

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ① 県内の3つの教育事務所に6人（上越1人、中越4人、下越1人）、高等学校教育課に2人配置
- ② 学校からの派遣要請に応える「単独派遣型」と、県の総合支援チームと連携しての「連携派遣型」
- ③ SSWのスーパーバイザーとして、県の総合支援チームの臨床心理士を充てる
- ④ 勤務条件、旅費申請と運用、復命と実施報告等について検討する運営協議会の実施

### （3）配置人数・資格・勤務形態

#### 【配置人数・資格】

5人〔有資格：社会福祉士2人、精神保健福祉士2人、児童福祉司3人（重複あり）〕

3人〔準ずる資格：警察勤務経験5年以上2人、教員経験5年以上1人〕

#### 【勤務形態】

週30時間勤務として、勤務日、勤務時間の割り振りは配置教育事務所や担当課の実情に合わせて所長や課長が決定する。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「事業の概要」や「派遣要請の手続きや留意点」について説明したパンフレット「スクールソーシャルワーカーを有効に活用するため」（A4版4ページ）を各教育事務所から市町村教育委員会を通し、各学校にメールでデータを配信する。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

県採用のSSW、スーパーバイザーとしての県総合支援チームの臨床心理士、担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| ○ 生徒指導担当指導主事会議（年3回） | ○ 全県サポートチーム連絡協議会（年3回） |
| ○ 事例検討会（年3回）        | ○ 施設訪問研修（年1回）         |

### （3）研修内容

- 生徒指導担当指導主事会議：生徒指導上の喫緊の課題確認、各教育事務所管内の情報共有
- 全県サポートチーム連絡協議会：本事業を効果的かつ円滑に実施するための事業周知及び研修
- 事例検討会：事例を持ち寄っての検討と、活動状況に関する情報交換
- 施設訪問研修：福祉施設等の訪問による現地研修

### （4）特に効果のあった研修内容

施設訪問研修で、関係機関の担当者から対応中の事例や施設としての課題等の説明を受け、関係機関と連携するための留意点等について研修したこと。平成28年度は、県立精神医療センター、県立柏崎特別支援学校のぎく分校を訪問し研修した。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：義務教育課に臨床心理士1名を常駐
- 活用方法：事例検討会におけるSSWのケースに対する助言・指導

### （6）課題

- ・市町村採用SSWも含めて人員が少ないことから、SSW独自の研修の機会を持ちにくいこと。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校解決のための活用事例（①家庭環境の問題、③不登校、⑥発達障害等に関する問題）

##### （1）具体的なSSWの対応

1学期の出席日数は6日。小3後半から不登校になる。その要因として、父親のDVによる両親の離婚、兄の不登校、本人の特性等が考えられる。実父と祖父、祖母と同居。実母と実兄は別居。

夏休みに、校長と担任が父親、祖母と面談。2学期からの再登校に向けて、次のことを行った。

- ①父親、祖母との面接後、アセスメントして支援方針を立てた。
- ②本児支援として、一緒に遊びながら感情の発散と肯定的承認を図った。
- ③家族支援として、福祉サービス（医療費助成、数学援助等の申請）の情報提供を行った。
- ④他機関連携として、市教委や市の福祉機関等とのケース会議をコーディネートとした。

##### （2）成果

父親と兄と海釣りに出かけるなど、父親や兄の話を素直に受け入れることができるようになり、家庭での生活が安定してきて、イライラすることが少なくなり穏やかになってきた。年度末、自力での登校には至っていないが、友人を受け入れることができるようになってきた。

#### 【事例2】児童虐待解決のための活用事例（①家庭環境の問題、④児童虐待、⑥心身の健康・保健に関する問題）

##### （1）具体的なSSWの対応

1歳のときに実父死去。小5時に母親は再婚するが離婚。母親と2人暮らし。母子喧嘩から学校にSOSを発したことにより、学校から相談の依頼があり、次のことを行った。

- ①母子面談により、虐待を把握した。→児童相談所への相談、通告。市教委へ報告。
- ②関係機関支援会議を開催し、母子支援を行った。→母親の医療機関受診。

##### （2）成果

本生徒との面談を重ねる中で、自ら悩みを相談したり、将来の夢を語ったりすることができるようになった。また母親も医療機関に通院し、精神的にも安定してきてきた。

その後も関係機関支援会議を通じた母子支援を継続した。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 要保護児童対策地域協議会など福祉分野との連携事案が増え、家庭支援を行うことにより、学校と保護者との関係改善、信頼関係を構築でき、学校現場の負担軽減を図ることができた。
- 有効なアセスメントを行うためにカンファレンスシートを活用し、問題状況に関して共通理解を図ることにより、関係機関との連携を円滑に行うことができた。

##### 【解決・好転した事例（義務教育課所属SSW解決率）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
解決・好転した件数／総件数	257／400件	369／577件	113／182件
解決率	64.3%	64.0%	62.1%

##### 【SSWを活用した学校（利用率）】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	利用校数／総学校数	53／379校	47／372校	37／371校
	利用率	13.9%	12.6%	10.0%
中学校	利用校数／総学校数	54／173校	56／174校	65／173校
	利用率	31.2%	32.2%	37.6%
高校	利用校数／総学校数		26／97校	42／98校
	利用率		26.8%	42.9%

#### （2）今後の課題

- 平成29年度は県のSSWを2名増員し10名体制（新規採用4名）とした。増え続ける学校からのニーズに対応するために、SSWが担当指導主事と事案の検討や支援の協議を行う時間を確保すること。
- 「問題対応型」の生徒指導への活用以外に、「予防、開発・育成型」生徒指導での活用を進めること。

# 富山県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行い、教育相談体制を整備する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- 市町村教育委員会に派遣し、原則、学期毎に市町村教育委員会の要望を踏まえて派遣時間の見直しをしている。
- 県立高等学校（定時制）2校にスクールソーシャルワーカーを配置し、他の県立高等学校へは要請に応じて、支援している。
- 緊急に支援を要する事案が発生した場合は、機動的な派遣が可能な体制を整えている。
- 深刻ないじめ事案については、いじめ対策ソーシャルワーカーを機動的に派遣している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 33名
- 資格 社会福祉士11名 精神保健福祉士7名 その他社会福祉に関する資格7名  
教員免許15名 資格を有していない8名
- 勤務形態 市町村の実態に応じて、週3時間～週26時間、原則年間32週派遣  
高等学校へは、週4時間程度、年間35週分配置

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- リーフレット「SC&SSWとのよりよい連携を目指して」を作成、配付し、その中でスクールソーシャルワーカーの役割や活動方針等について記載している。
- スクールソーシャルワーカー連絡協議会、生徒指導推進会議、学校訪問研修等で周知を図る。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会事業担当者、高等学校事業担当者

### （2）研修回数（頻度）

- 年3回

### （3）研修内容

- スクールソーシャルワーカーの役割について
- 事例検討等

### （4）特に効果のあった研修内容

- 事例検討（講師等による具体的な事例に対する助言）

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置： 無
- 活用方法

### （6）課題

- 全員が参加できる研修機会の確保が難しい。
- 講師人材が限定（不足）している。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校を改善したスクールソーシャルワーカーの活用事例（③、④）

- 中学校3年生女子 A子
- A子は不登校傾向が強く、欠席、遅刻、早退が常態化していた。過去に父から暴力を受け、母からも虐待を受けたこともあり、児童相談所に相談していた。無気力で、気持ちもすさんでおり、ネット上で成人男性と交流していた。
- SSWが本人と携帯電話で連絡がとれるようにし、「今起きた」「学校だるい」「怖いよ」などの短いメール送信に対して、その気持ちを受け止めながら少しずつ心を解きほぐすように努めた。A子は次第に心を開き、SSWと月1回程度、面談できるようになった。また、自ら面談を希望することもあった。
- SSWは、父親と数回面談し、父親の思いや家庭環境について十分話を聞きながら、父親の悩みについても相談にのった。面談を通して、A子の現在や将来のことについて、共に考えていこうとする関係づくりに努めた。
- SSWから、A子や両親の現在の状況等を管理職や担任に伝え、情報を共有し、高校進学に向けて、本人や両親への支援を行った。また、児童相談所や警察、市福祉課とケース会議等を通して情報共有を図り、各方面からA子を見守る体制を構築した。

#### 【事例2】学級不適応を解消したスクールソーシャルワーカーの活用事例（⑥）

- 小学校6年生女子 B子
- B子は、2学期になり、学級の人間関係に悩み、学級に入ることを拒むようになる。
- SSWが学級の様子を観察し、ケース会議に参加した。
- 保護者（両親）、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担任、SC、適応指導教室指導員、SSWが参加して関係者会議を行った。話合いの目的、長期・短期目標、取組について参加者から出た意見をホワイトボードに書き、会の終了後その記録をデジカメで撮影し、印刷して参加者に渡した。2回目以降は、現在の目標や取組について検証、修正し、今後の取組に生かした。
- ホワイトボードに、目標や成果、今後の取組等を書くことで『誰が、何を、いつからいつまでするか』の役割分担が明確になり、チーム（家庭・学校・適応指導教室）で支援する意識を高めることができた。また、チームで支援したことが、保護者の学校に対する信頼につながった。B子は、一時避難場所として適応指導教室に入級し、ソーシャルスキルトレーニングをしたり他の通級児童と関わったりしたことで、行動が落ち着き、学級へ復帰することができた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 保護者や学校が解決できない事案に対して、市福祉課や児童相談所等の関係機関と連携を図り、ケース会議を開催して対応策を協議するなど組織的に取り組むことができた。
- 問題を抱える児童生徒の状況を把握し、学校関係者やSC等の役割分担を明確にした支援体制を構築することができた。
- 児童生徒の問題行動等の背景に家庭内に問題があるケースでは、SSWが児童生徒に積極的に関わるとともに、家庭訪問を行い保護者に寄り添いながらアドバイスをすることにより、児童生徒の問題行動の改善を図ることができた。
- SSWが、保護者に学校での関係者会議の参加を促し、出席してもらうことで、保護者と学校が連携して児童生徒を支援することができた。

#### （2）今後の課題

- 派遣要望の増加に伴い、SSWの増員など事業の拡充が必要である。一方、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する人材の確保が難しい。

# 石川県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・暴力行為や非行等、児童生徒の問題行動に対する学校の生徒指導体制を支援する。
- ・不登校、児童虐待等に対し、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて学校の教育相談体制を支援する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・県内4教育事務所管内の児童生徒数及び問題行動等の発生状況を勘案し、22名のスクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置し、学校へ派遣する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・18名のスクールソーシャルワーカー（元警察官15名・元教員2名・元家庭裁判所調査官1名）を、県内4教育事務所管内（小松6名、金沢9名、中能登2名、奥能登1名）に配置し、学校へ派遣。1名につき、1日7時間45分、年間83日の勤務を行う。
- ・4名のスクールソーシャルワーカー（社会福祉士3名・精神保健福祉士1名）を、県内教育事務所管内（小松1名、金沢2名、中能登・奥能登1名）に配置し、学校へ派遣。1回4時間、週2日、年間35週の勤務を行う。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・職務内容や具体的な活用例
- ・県教育委員会、スクールソーシャルワーカーが一堂に会する連絡協議会において周知を図る。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・22名のスクールソーシャルワーカー全員を対象に研修を行う。

### （2）研修回数（頻度）

- ・県内教育事務所管内ごとに、毎月1回行う。
- ・県教委主催の研修会を連絡し、自主的な参加を呼びかける。

### （3）研修内容

- ・毎月1回、事例検討等から、指導主事がスーパーバイザーの役割を担い、スクールソーシャルワーカーに対して学校への支援や連携等の在り方について、指導・助言を行う。
- ・県教委主催の「訪問支援講習会」「いじめ問題フォーラム」等の研修会に自主的に参加し、スクールソーシャルワーカーとしての資質及び指導力の向上を図る。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・設置していない。

### （6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーに対して専門的な見地からの適切な指導・助言。
- ・必要性の高い研修をタイムリーに開催し、効率よくスクールソーシャルワーカーの資質向上を図ること。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校の子を抱えるひとり親のための活用事例（③不登校）

- ・不登校状態が続く男子中学生に対し、学級担任、教育相談担当、生徒指導担当、養護教諭、S C、S S W等でケース会議を行い情報交換。

当該生徒の家庭環境は、ひとり親家庭で母親が家計を支えるため、昼夜仕事に追われていた。当該生徒自身にも、発達障害の疑いがあり、医療機関での検査が必要と思われた。

S S Wは母親と面談し、適切な医療機関を紹介。経済的支援として、ひとり親家庭援助制度等の制度を紹介、手続きに関する助言をした。

また同時に、自治体の福祉課へ連絡。当該生徒の家庭支援を要請。さらに、学校側の対応として、別室登校の整備や教師間の連携について助言した。

#### 【事例2】家庭に居場所がなく問題行動を繰り返す生徒のための活用事例（①家庭環境問題、⑥その他）

- ・当該生徒は多子家庭のため、家庭内で居場所を見つけられず、精神的にも不安定となり家出等の問題行動を繰り返していた。

学級担任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、児童相談所、S S W等でケース会議を行う。

その後S S Wが当該生徒と面談。親に構ってもらえない寂しさや家事の手伝い等が負担となっていることがわかる。

S S Wは児童相談所担当による定期的な家庭訪問を要請。また学校側へは、当該生徒への関わり方を検討してもらった。

当該生徒の状態は改善方向へ向かっている。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・派遣校においては、スクールソーシャルワーカーの適切な助言や指導のもと、児童生徒の問題行動に対して、校内の教育支援体制の充実が図られた。また、スクールソーシャルワーカーの専門的な知識や経験を用いて、児童相談所や警察、福祉事務局等の関係機関とのネットワークを構築した。さらに関係機関との連携・調整を行ったり、ケース会議等を通して学校内における支援体制の構築をサポートした。その結果、問題を抱える児童生徒の環境改善が図られ、保護者の学校に対する信頼が増していった。
- ・スクールソーシャルワーカーが派遣された学校では、派遣されたスクールソーシャルワーカーが問題行動の早期発見・未然防止に努めた結果、いじめ認知件数が派遣校全体で約28.3%増加した。

#### （2）今後の課題

- ・スクールカウンセラー等の専門スタッフとの連携について、コーディネーターを担う担当教諭の役割が大きくなってきている。
- ・地域的な要件等により、効率的な支援体制の確保が難しくなっている。

# 福井県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門的な知識および経験を有する者を各市町教育委員会および定時制高等学校に配置することで、小・中・高等学校において、家庭、友人関係等、児童・生徒を取り巻く環境の問題を解決する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県内9市に配置（福井市のみ3名）するほか、県北部全域担当を2名、県北部4町担当を1名、県南部担当を1名、県立高等学校定時制7校には2名を置いている。また、スーパーバイザーを1名配置し、困難事案への対応に協力を得ている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

・配置人数18名

（社会福祉士及び精神保健福祉士：1名 社会福祉士：7名、教員免許取得者：9名、保育士：1名）

・原則1日6時間、週2日、年間40週勤務。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

・ガイドライン「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を目指して」策定

（①ねらい ②配置状況 ③支援過程 ④実践事例 ⑤スーパービジョン体制 ⑥関係機関等）

4月当初の担当者連絡協議会にて、各市町、定時制高等学校、関係機関の担当者に対して、周知を行い、生徒指導主事や教育相談担当者の集まる会議等での説明・配布を依頼し、活用への理解を深める。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

・スクールソーシャルワーカー、各市町指導主事・関係機関担当者

### （2）研修回数（頻度）

・研修会2回（8月、11月）

・事例検討会6回（2ヶ月に1回）

### （3）研修内容

・研修会……①「学校における他職種との連携と協働」

②「子どもを取り巻く問題への対応」

～ソーシャルワークの視点から考える～

・事例検討会……各スクールソーシャルワーカーからの事例の検討、スーパーバイザーによる助言

### （4）特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラーや電話相談員と合同で研修会を行った。事例をもとにしたグループワークを中心に研修を進めた。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等がお互いの考えを持ち寄ってプランニングを行う機会を作った。そのため、役割分担や連携の大切さについても理解を深めることができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

・SVの設置…県で1名配置

・活用方法…派遣要請のあった学校でスクールソーシャルワーカーとともにケース会議に参加して方針や対策についてアドバイスを行う。

### （6）課題

SSWやSCだけでなく、学校の教育相談担当や市町の指導主事等も含め、現状や今後の課題に対して、具体策などを話し合う機会が必要である。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】不登校解消に向けた家庭環境の安定のための活用事例（③不登校 ⑥その他：発達障害）

本生徒は小学校の時は順調に登校していたが、中学生になってからは一人で登校することが難しくなり、保護者の送迎が必要になった。日を追うにつれ、登校意欲も薄れ、登校を拒むようになった。本生徒は物事を順序立てて行うことが非常に苦手で、自分なりに決めた順番が狂うとパニックになることもあった。保護者も熱心に関わったが、生徒の対応に苦慮していた。

SSWは、主に母親への援助という形で関わってきた。母はパートの仕事をしており、深夜勤務のため毎日の帰宅が明け方となることから、家での生活や子どもたちの世話が難しく、実家へ戻ることになった。父も父方の実家へ戻り、夫婦別居となる。本生徒は姉と共に母方の実家へ転居したが、祖母との関係も難しくなり、登校がますますできなくなった。

そこで、SSWは父との面談や医療機関とのケース会議を頻繁に開き、本生徒の支援を模索した。主治医は入院治療を勧めたが、入院中は通学が不可能であること、退院すれば元の生活に戻ってしまうという危惧もあり、市の児童福祉施設に相談することとした。この機関は継続の支援が可能である。母がSSWの提案を受け入れたことから、早速、支援体制の構築を図った。

受診していた大学病院の担当医が作成した診断書を持って、市の福祉担当課へ行き、そこで支援を検討していた。本生徒と母が朝の時間に弱いということで「登校支援」に的を絞り、居宅介護サービス事業所にヘルパーを要請し、登校時間に合わせて家庭に赴いてもらい、本生徒の登校準備、母親への声かけ等を依頼した。

学校側とは管理職、学年主任、学級担任、部活動顧問を交えて定期的にケース会議を開き、本生徒の状況把握や支援の仕方を共有していった。

ヘルパー導入により、本生徒は毎日の生活リズムを整えることができ、登校への習慣づけへとつながっていった。また、それまでは担任や学年主任等が日中に家庭訪問をして、何とか登校をさせていたため、学校側の負担も少なくなった。しかし、連日の早朝からの支援はヘルパーの人員に限られ、本生徒のみならず母親への支援も必要であったため、支援の進行は順調とは言えなかった。しかしながら、このような方法で少しずつ勉学に取り組む姿勢ができ、本生徒は見事、志望高校へ合格することができた。

#### 【事例2】家庭での精神的差別解消のための活用事例

(4)児童虐待：家庭内の差別 (6)その他：発達障害に関する問題)

幼少時から発達障害があり、養育に手がかかったことも要因となり、家庭内で本人だけが無視をされたり、冷たく扱われたりする差別を受けている。発達障害と診断されても、家族は受け入れず、服薬治療も拒否をしている。SSWは定期的に家庭訪問して保護者と面談を行い、発達障害についての理解や家族から受容されることの大切さ、本人の居場所づくりについての話し合いを続けた。本人は学校で友達のを隠したり、相手を傷つける発言をしたりなどトラブルになることが多い。

多角的な支援を目的に学校が中心となり、関係機関等との協力体制を構築した。市福祉部局に働きかけ、家庭環境や養育状況の調査を行ったり、本人が出入りしている地区公民館や、地域の民生委員などから情報収集を行うとともに見守りを依頼したりした。

さらにケース会議を開催し、学校(管理職・教育相談担当者・主任・担任)、警察署(少年警察補導員)、県総合福祉相談所(児童福祉司)、市福祉部局(市職員)、SSWが出席し、情報を集約するとともに関係機関等の今後の動きや対応について役割分担を明確にした。学校は学校生活全般にわたる観察と、担任との面談による家庭状況の把握、SCによる定期的カウンセリングによる心理的ケアを行うことにした。

市福祉部局は家庭訪問で家族と面談し、養育状況や家庭環境の把握を行い、県総合福祉相談所は必要に応じて、生徒とのカウンセリングの実施と緊急時の一時保護を行うこととした。警察は虐待等通報への即時対応と、県総合福祉相談所との連携を行い、SSWは当該家庭の見守り活動と学校や地域での情報収集と提供を続けることにした。

その後、対象家庭が関係機関等の動きに敏感になる様子もあったが、それぞれの関係機関が役割分担に応じた活動を粘り強く継続することにより、母親の関わりは依然として薄いのが、祖父母が中心に本人の面倒を見ており、クラスの友達と協力して学習に取り組むことができ、家庭でも学校でも落ち着いた生活を送っている。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成28年度に支援を受けた児童生徒は、小学校197名、中学校161名、高校92名、特別支援学校1名である。支援件数は490件で、そのうち、21.4%は年度内に問題が解決し、27.8%は支援中であるが、好転した。

不登校児童生徒宅への積極的な家庭訪問による本人および家庭状況の把握により、支援環境を整えることができた。ケース会議の参加において福祉的視点での見立てを行うことにより本人や保護者と多角的な関わりが検討できた。また、保護者の了承が得られないため、支援ができない事例についても、学校側がスクールソーシャルワーカーにアセスメントや管理職や教育相談担当、担任に助言したことで、今後の支援のあり方を学校で協議し、共有していくことができたケースもある。

### (2) 今後の課題

SSWの需要が多く、現在、活動しているSSWは、例年、年度途中で年間の配置時間分の活動を完遂してしまっている。市内の不登校者数、問題を抱える家庭の数は増える傾向により、今後更に需要過多となることが明らかであるが、十分な配置ができない状況にある。SSWの人員を増やし、負担を軽減する、もしくは活動に見合うように待遇を改善することで、SSWがより活動しやすくなる必要がある。

児童生徒の抱える問題は、幼少期から続いているものも多く、学校に在籍する間だけで解決する問題は少ない。高校卒業後も本人を支える外部機関が必要となるケースもあるので、関係機関で継続して支援することに対して共通理解を図っておくことが必要となる。

# 山梨県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

・いじめ，不登校，暴力行為，児童虐待などの児童生徒の問題行動に対して，児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけたり，関係機関等とのネットワークを活用したりして，支援することを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・全県の小・中学校を網羅するため，県内の4教育事務所に配置する。（教育事務所管内の学校数を考慮し，2名から4名を配置）また，高校への対応も必要な事例が増え，総合教育センターに2名配置する。
- ・社会福祉の専門家と教育関係の専門家を複数で配置する。（指導主事も交え，互いに相談しながら，取り組むことができるため）

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 4教育事務所に計11名（4名配置が1箇所，3名配置が1箇所，2名配置が2箇所），総合教育センターに2名合計13名配置。
- ・資格 13名の資格は，社会福祉士5名，精神保健福祉士1名，教員免許10名，学校カウンセラー3名（重複もあり）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ガイドラインや周知資料（A4判1枚の表裏のリーフレット）を作成し，全小・中学校に配付。
- ・全小・中学校への計画的な巡回訪問を実施。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・運営協議会（参加者：大学教授，社会福祉協議会長，スクールカウンセラー，民生・児童委員協議会長，県社会福祉会長，県精神保健福祉会長，中央児童相談所相談支援課長，こころの発達総合支援センター所長，公立小中学校長会長・教頭会長，総合教育センター相談支援部長，県警少年課対策官，適応指導教室主幹，県子育て支援課児童養護担当課長補佐，PTA協議会長，スクールソーシャルワーカー，県教委事務局，教育事務所担当指導主事）を年2回開催している。
- ・担当者会議（参加者：県教委事務局・教育事務所担当指導主事・スクールソーシャルワーカー）を年4回開催している。

### （2）研修回数（頻度）

- ・運営協議会（年2回），担当者会議（年4回）

### （3）研修内容

- ・担当者会議（年4回）において，事例検討を行うことなどで，お互いの情報共有と，支援の方向性の確認
- ・関係機関の職員を講師とした研修（平成28年度の講師は少年鑑別所 主席専門官）・グループ協議

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・関係機関の職員を講師とした研修・グループ協議  
研修内容「思春期の子供の理解と対応 ～少年鑑別所の視点から～」  
課題研究協議（グループ協議）「保護者対応とスクールソーシャルワーク」

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置なし ○活用方法なし

### （6）課題

- ・様々なケースに対応していくためにも，スーパービジョン体制については，必要性が高い。また，専門性向上のための研修会も必要となっているが，予算の都合上実施できない状態である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境（孤立家庭）問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例（①, ③）

- ◇ 児童と両親の3人家族に対応のケース。父親が病弱なため、家計を支えているのは母親である。しかし、両親ともに鬱病を患っている。そのため、生活に困窮している。家庭と本児童への援助について、要請があった。
- ◇ 状況の把握
  - ・介入前は、朝の起床が遅く、安定した生活のリズムが取れない等の理由から、毎年100日を超える欠席があった。父母の病状に本児の登校が影響を受けている可能性が高く、学校でも父母、本児への対応には苦慮していた。
- ◇ 支援の方法
  - ・ケース会議（学校関係者、S C、市教委、市福祉課支援担当、生活保護担当、福祉施設職員）を開催した。
  - ・フードバンクの紹介を行い、食料支援を受けた。
  - ・フードバンク生活支援相談員と学校、子ども家庭総合支援センターの家庭児童相談員をつなぎ、連携して支援にあたった。児相とも情報交換を実施した。
- ◇ 結果
  - ・経済的な援助については、まだ厳しい状況であるが、両親ともにこのままの状況ではいけないことを自覚し、ハローワークに出向き就職するなど、改善傾向が見られる。

#### 【事例2】発達障害をもつ高校生のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例（⑥）

- ◇ 生徒と姉、両親の4人家族に対応のケース。本生徒は幼少時に発達障害の診断を受け、中学校では特別支援学級に在籍していた。卒業後について心配した学校から、支援の要請があった。
- ◇ 状況の把握
  - ・学校生活の中で本生徒は、顔を覚えられない、記憶が苦手、指示が覚えられない、仲間から浮く等の課題が見られた。さらに、就職活動を始めると「産業事情説明会」に出席できない、履歴書が書けない、面接で受け答えできない等の課題が明らかになった。
- ◇ 支援の方法
  - ・主治医が精神科ではなかったため、学校と協力し手帳を取得した。
  - ・障害者職業センターとの連携（①説明への同行支援、②職業準備支援（夏季休業中）、③ケース会議の実施、④「地域別障害者就職面接会」への同行支援）を行った。
  - ・本生徒に対しても、声かけを行う中で関係を築き、関係機関とのつなぎを行った。
- ◇ 結果
  - ・面接等の結果、本生徒について理解していただき就職先を決定することができた。しかし、就労後の継続的支援を行うことができないため、本生徒が困ったときの支援については課題があるとする。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・H28（13人配置）：支援の状況431件中（33.2件/人）、解決58件、好転129件
- ・児童生徒、保護者、学校に対して必要な社会資源を紹介し、つなぐことができた。
- ・複数配置のため、常に情報交換・連携が図られ、改善したケースが多く見られるようになってきた。
- ・長いケース対応を通して、当該校や対象児童生徒、保護者の笑顔や自信につなげることができた。
- ・周知活動や具体的な支援方法の提示により、学校にとって身近な相談機関としての認識が高まった。

#### （2）今後の課題

- ・対応が一層、複雑で難しいケースが増えてきているため、専門性向上のための研修会が必要である。
- ・派遣要望の増加に伴うSSW一人当たりの負担感が増しているため、増員など体制の拡充が必要である一方、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する人材の確保が難しい。
- ・周知が進み、活用が増えてきたが、時間が不足している。予算措置の必要性を感じる。

# 長野県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して、社会福祉や精神保健福祉の専門家であるSSWが介入し、児童生徒を取り巻く環境等の改善に向けて総合的な支援をする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・県内の教育事務所に合計15名のSSWを配置し、広域的（全ての公立小中高特別支援学校）に対応  
→SSWは、各教育事務所内にある「いじめ・不登校地域支援チーム」の一員として活動
- ・支援件数の増加に伴い、平成27年度8名から7名増員して合計15名に拡充（平成29年度も、さらに拡充）
- ・人材の確保にあたっては、県社会福祉士会や県社会福祉協議会などに協力を要請

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・県内の教育事務所（5ヶ所）に合計15名（東信3名、南信3名、南信飯田1名、中信4名、北信4名）を配置
- ・任用条件は、社会福祉士または精神保健福祉士の有資格者のみ  
→現任者15名の内訳：社会福祉士（6名）、精神保健福祉士（3名）、社会福祉士及び精神保健福祉士（6名）
- ・配当時間は、15名の合計で10,163時間（1名平均553時間）
- ・年間勤務日数は15名の合計で2,005日（1日6時間以内の勤務）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・県独自事業「いじめ・不登校地域支援事業」により、各教育事務所に「いじめ・不登校地域支援チーム」を組織  
→生徒指導専門指導員、いじめ・不登校相談員、SSWが連携し、市町村教育委員会や学校に対して指導助言  
生徒指導専門指導員…生徒指導を担当する主任指導主事　いじめ・不登校相談員…義務校長経験者
- ・年度当初に教育相談関係者連絡会議を開催（対象：中学校および高等学校の教育相談担当者やSC）  
→各学校の教育相談関係者に、所管する教育事務所の「いじめ・不登校地域支援チーム」及びSSWの活用方法を周知
- ・要保護児童対策地域協議会や児童虐待・DV防止連絡協議会への参画  
→学校と福祉関係機関との連携を促進し、地域における協働支援体制を整備

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・県で任用しているSSW15名

### （2）研修回数（頻度）

- ・職務研修（年7回）　・自己課題研修（年2回を上限）

### （3）研修内容

- ・全県研修会（年2回）  
→いじめや不登校の悩みを抱える児童生徒への支援の方法等に関わる研修（大学教授や有識者等を講師に招聘）
- ・SSW実務者研修会（年5回）  
→SSWの実務に必要な教育、福祉、医療などの専門的な知識と援助技術の習得を目的とした研修（事例検討を含む）
- ・自己課題研修（年2回）  
→長野県総合教育センター、長野県精神保健福祉センター、県民文化部こども・家庭課等の研修講座などから選択
- ・全国研修会（年1回）県で1名が参加し、実務者研修会において研修内容を共有。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・年度当初に、県内スクールソーシャルワーカーが集まり、事業の目的とSSWに期待する役割について周知するとともに、他地区の支援体制や関係機関との連携方法を研修

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVを設置していない

### （6）課題

- ・SSWの人材確保
- ・SSWの資質向上と支援の質の均質化
- ・SVの体制の検討
- ・SSW活用に関わる学校側への周知
- ・地域福祉行政サイドに対するSSW活用事業の周知

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境の問題を背景にもつ不登校支援のための活用事例（①貧困対策（家庭環境の問題）③不登校）

- 家庭環境 家族構成：本人（中2男）、母親、兄2人 母親は離婚を経て母子家庭。元夫は母親と2人の兄にDVを加えていた。
- 本人の状況 中2の10月より徐々に欠席が増え、11月になると週1回しか登校できなくなる。担任との面談で、家庭の経済面、母の健康・就労面の心配、また2人の兄の言動によるストレスなどを訴える。
- 本人や家族の支援の結果
- ・学校（担任・管理職）・SC・SSWが連携して支援計画を立て、役割を分担。
  - ・本人の登校日を面談日とし、SC・SSWで協働して、本人と母親の面談を同時に行う。（SCが本人にカウンセリングを行っている間、SSWは母親の家庭内の相談にのる。）
  - ・母親と本人から同時に聴き取ることにより、家庭の状況がより良くわかり、学校側の理解がすすむ。また本人も、周囲の大人たちが自分のおかれている状況を認識してくれているという安心感を持つようになる。
  - ・2週間に1回、カウンセリング（本人）と相談（母親）を継続した結果、2か月後には登校日が増え、安定して登校できるようになった。また学校生活において授業はもちろん地域活動に取り組み、対人関係などの本人の許容範囲も広がった。

#### 【事例2】複雑な家族背景がある生徒支援のための活用事例（①貧困対策、③不登校、⑤暴力行為、⑥発達障害）

- 家庭環境 家族構成 母親、本人（中3）弟2人 母親は3度の離婚を経て母子家庭。自宅近くで店舗を持ち自営業。
- 本人の状況 小学生のときに発達障害の診断を受けており、小学校では手厚い対応をされ概ね落ち着いていた。中学に進学してから、戸惑うことが増えた。頼れる先生を見つけられず、パニックを起こして器物破損や暴力行為等のトラブルが頻発。
- 本人や家族の支援の結果
- ・SSWの介入により、中断していた精神科受診が再開。正しい服薬により自己コントロールが少しずつ可能になる。
  - ・本人の理解、学校での配慮、服薬の状況確認等のため、SSWや関係教諭が主治医と面談。
  - ・学校として本人の理解を深め、均一的な対応がなされるよう、学校内で発信役となるコーディネーターや関係教諭をサポート。
  - ・自営業の母親の収入だけの生活が非常に苦しく、まいさぼと連携し、家計診断他で問題を整理、解消。
  - ・本人の小学校での様子、弟の現在の様子を小学校との連携で確認。
  - ・利用している放課後児童デイサービスとの連携。母親や本人を含めた会議で、安心と思いや方針の共有。
  - ・進学希望の高校との連携により、見学、受験がスムーズにでき、合格。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSWによる支援の実績

年度	SSW 人数	支援児童 生徒数	訪問回数			ケース会議 開催回数	解決又は 好転の割合
			学 校	家 庭	関係機関		
H27	8名	341人	909回	287回	267回	634回	51.3%
H28	15名	969人	1948回	696回	547回	1,076回	49.7%

- ・SSWが関係機関への訪問を積み重ねたことにより、要保護児童対策地域協議会や児童虐待・DV防止連絡協議会等に参画できるようになってきている。要対協ケース会議の開催回数 164回
- ・支援の要請がある児童生徒について、背景に抱える問題が複雑になってきている。

#### （2）今後の課題

- ・SSWの配置人数や配置時間数とともに、人材の確保や養成、効果的な配置等について引き続き検討が必要。  
→国の「チームとしての学校」の動向等を注視しながら、本県における適正配置について検討する。
- ・SSWの資質向上と支援の質の均質化が必要。  
→SSW個々の力量とともに支援の質の均質化を含めた研修が必要。平成28年度より職務研修と自己課題研修を導入。
- ・学校側が児童生徒の抱える問題を早期に発見してSSWの介入に結びつけるため、教職員へのさらなる周知が必要。
- ・連携する関係機関の担当者の異動等があるため、引き続き（毎年）地域福祉行政サイドにSSW活用事業の周知が必要。



### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】貧困対策のための活用事例（①）

Aは、両親が離婚し母子で生活している。アパートの家賃をはじめとする生活費の支払いのため、生活が困難となる。収入を上げるため、夜勤も含め以前より勤務時間を増やす。母親は不規則な生活が続く体調を崩すとともに精神的に不安定になる。食事や身支度の用意が十分できず、Aの養育に支障が出てきた。この頃からAは遅刻や欠席が続くようになった。給食費等の滞納が続くようになり、母親は学校にお金に困っていることを話すようになった。そこで、学校は準要保護児童に対する就学援助費申請の手続きを勧めたが、母親には書類の作成に要するエネルギーがなく、進展が見られなかった。そこで、学校とSSWが連携し、次のように取り組んだ。

- ・SSWが母親との面談により、何が困っているかを把握
- ・親子を支援できる手だてはないかを探るため、学校（管理職・教育相談担当者）、SSW、教育委員会（生徒指導担当者）、市の福祉課担当で拡大ケース会議を開き、市の援助で受けられるものは何か検討
- ・SSWが母親に付き添い、市役所で手続き
- ・市の福祉課担当が地域の民生委員に連絡し、母親が夜勤の時は、民生委員が様子を見に行く。

経済的な不安がやや改善され、母親の体調は戻るものの、精神状態がすぐれなかったため、母親は福祉課の保健師によるカウンセリングを受けるようになった。時に母親の不安定な言動がA男に攻撃的になることがあるため、学校において、スクールカウンセラーとのカウンセリングもはじめた。

#### 【事例2】不登校、暴言暴力の問題のための活用事例（③⑤）

Bは父親の暴力的・威圧的な子育ての中で生育してきた。他の児童に対する暴言や暴力が絶えない状態であり、保護者の養育にも問題があるため、児童心理療育施設へ措置された。措置解除に向けて、試験登校も始めたが、教室に入らず、他の児童とのトラブルも絶えない。そこで学校とSSWが相談し以下のように取り組んだ。

- ・SSWと保護者との懇談
- ・子ども相談センターと連携したネットワーク会議や、他の関係者も交えた協議会に参加
- ・特に子ども相談センター担当者との連携を密にとるとともに、施設の担当者とも連携し、学校、関係機関が足並みを揃えて関われるように連携
- ・学校内の組織的対応（役割分担、方向性の明確化）

保護者は以前よりも協力的になってきた。学校では、Bの自己肯定感を高めていくことができるよう継続的に取り組みを行っている。SSWも継続してケースに関わることで、学校の一員として教職員との関係ができ、協力して教育相談体制が構築されてきている。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・年間勤務時数 H27 780時間 → H28 1100時間
- ・対象児童生徒 H27 73人 → H28 108人
- ・継続相談者数 H27 33人 → H28 65人
- ・解決件数 H27 20件 → H28 28件
- ・好転 H27 18件 → H28 40件

各教育事務所の地道な周知の取組もあり、SSWが認知されるようになり平成27年度に比べ、平成28年度は上記のような成果があった。

#### （2）今後の課題

対象となる事案が多くなるにつれ、SSWの活動内容の幅が広がってきた。それに応えられる力量の向上、質の向上が求められる。専門的な研修ができるよう、関係機関と連携して進めていく。

# 静岡県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校、ネグレクトなど、子どもが抱える問題に対して社会福祉の視点で関わり、関係機関との連携を図りながら、子どもを取り巻く環境へアプローチをすることで解決を図る。
- ・学校の教育活動に対して、ソーシャルワーク的な視点とアセスメントを踏まえたチームアプローチの手法を取り入れることによって、学校や教職員が持っている力を生かした計画的なチーム対応が行えるよう、学校体制づくりを支援する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・平成28年度は、政令市を除く全市町（33市町）に配置した。各市町や各学校の実態、それぞれが抱える問題に応じた適切な支援を行うため、単独校型、拠点校型、派遣型、巡回型等、各市町の判断によって配置方法を工夫できるようにした。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 33人
- ・資格 社会福祉士、精神保健福祉士（その他の社会福祉に関する資格、教員免許状等）
- ・勤務形態 1日6時間以内、週29時間以内、年34週程度の勤務とする。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ビジョンには、配置のねらい、スクールソーシャルワーカーの特性・業務内容、期待される効果・留意点、校内の生徒指導体制の組織化、市町教育委員会の支援等について記載している。各市町教育委員会及び関係の学校に送付し、周知を図っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー採用者（悉皆）
- ・スクールソーシャルワーカー待機者（希望者）
- ・市町教育委員会担当指導主事（希望者）
- ・各校担当教員（希望者）

### （2）研修回数（頻度）

- ・年3回

### （3）研修内容

- ・講義 「不登校事案に関わる事例解決の手立て」「児童虐待と学校の役割」等
- ・演習 「不登校児童生徒に関わるSSWの働き掛け」「発達障害等に関わる事例検討」等
- ・協議 「スクールソーシャルワーカーとしての支援の在り方」等
- ・スーパーバイザーによるスーパーバイズ

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・日頃は同業者と接する機会の少ないスクールソーシャルワーカーにとって、毎回行われるスクールソーシャルワーカー同士の情報交換の機会は、大変有効な時間となった。
- ・市町教育委員会担当指導主事及び各校担当教員を交えて行った研修会では、指導主事や各校担当者がスクールソーシャルワーカーの活動について理解を深めることができた。演習（事例検討）においては、スクールソーシャルワーカーが（指導主事や教員をリードする）司会を務めることによって、実際のケース会議で求められるファシリテーターとしての技量を高めることができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有り

○活用方法

- ・連絡協議会において、各市町担当指導主事に対し、スクールソーシャルワーカーの活動内容や活用方法、教員のアセスメント力、プランニング力の重要性等について講義する。
- ・研修会において、各スクールソーシャルワーカーに対し、スキルアップのための講義や助言を行う。
- ・必要に応じて、スクールソーシャルワーカー個人からの相談業務に応じる。

### （6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上につながる研修内容にするため、県の方針、スーパーバイザーの意向、各市町教育委員会や各スクールソーシャルワーカーの要望等を踏まえて検討を行う必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校対策のための活用事例（③）

中学校女子生徒A子は、小学校時に一時不登校状態となったが、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等の支援を受けて徐々に状況が改善し、無事に卒業式を迎えることができた。

中学校入学後もしばらくは順調に登校を続けていたが、不登校状態にあった中学3年生の姉が進路決定に向けて登校日数を増やしていく中、A子は徐々に登校を渋るようになり、3学期には再び不登校状態となってしまった。担任からの働き掛けにも全く反応を示さず、母親との連絡も取りづらい状況であることから、スクールソーシャルワーカーに支援を要請した。

スクールソーシャルワーカーの助言により、A子を取り巻く環境について見直した上でアセスメント及びプランニングを行うこととなり、中学校教員、心の教育相談員、スクールカウンセラー、適応指導教室指導員、子育て相談センター担当、家庭児童相談員、小学校教員を集めてケース会議が開催された。子育て相談センター担当からは母親へのアプローチ方法について、小学校教員からは状況が改善した当時の学校側の対応について情報が提供されるなど、出席者それぞれの視点から貴重な意見が出された。

学校の支援体制を整え、外部機関とも連携してA子の家庭を支援した結果、徐々に改善の兆しが見られ、適応指導教室への登校日数が増えていった。

#### 【事例2】自傷行為から子どもを守るための活用事例（①・⑥）

小学校女子児童A子がリストカットしていることを、友人のB子が学級担任に相談したことで問題が発覚。学級担任がA子から状況を聞き取り、リストカットの跡を確認した。

これを受け、スクールソーシャルワーカーは校長、教頭、学年主任、現担任、前担任、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーの賛同を得て、ケース会議を開催した。会議の中で、父親と母親の関係、A子と母親の関係がうまくいっていないことが判明し、家庭への継続的な働き掛けが必要であることが共有された。そして、「前担任及び現担任が日々本人に声を掛け、A子の状況の確認と心のケアを行う」「友人のリストカットにショックを受けているB子のケアをスクールカウンセラー①が行う」「A子の両親との面談をスクールカウンセラー②が行う」「スクールソーシャルワーカーは、必要に応じて子育て支援課や教育委員会との連絡、調整を行う」など、それぞれの役割が明確になった。

これらの継続的な支援によって、両親のA子への接し方が変化し、以後、リストカットは見られなくなった。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成28年度は、2,265人の児童生徒が支援の対象となった。スクールソーシャルワーカーが関わることで、不登校や家庭の問題等を抱えた児童生徒や保護者に対し、効果的に対応することができた。
- ・教職員とのケース会議は648回実施された。ケース会議にスクールソーシャルワーカーが参加することで包括的なアセスメントが可能になり、解決に向けた取組が具体的かつ多角的になるとともに、対象児童生徒への配慮事項を多くの教員が共有することで、それぞれの役割分担が明確になった。また、スクールソーシャルワーカーからアセスメントのポイントを学ぶことで、教職員のソーシャルワーク的な視点が養われた。
- ・関係機関とのケース会議は308回実施された。スクールソーシャルワーカーの働き掛けにより、学校と他機関との連携が取りやすくなった。

#### （2）今後の課題

- ・本県でもスクールソーシャルワーカーの配置拡充を目指しているが、人材の確保が困難な状況にある。そのため、人材の「発掘と育成」を視野に入れながら、スクールソーシャルワーカーの資質向上を計画的に行っていく必要がある。今後は、スーパーバイザーの協力を得ながらスキルアップ研修会の内容を充実させるとともに、待機者にも積極的に参加を呼び掛け、広く研修の機会を提供していきたい。
- ・全市町への配置が実現したことにより、地域や学校におけるスクールソーシャルワーカーの認知度は高まりつつある。しかし、効果的な活用方法については模索している段階の市町も見られる。そのため、今後も様々な機会を通してスクールソーシャルワーカーの役割や有用性等について周知し、市町教育委員会が明確なビジョンを持ってスクールソーシャルワーカーを活用できるように支援していく必要がある。

# 愛知県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

心の問題とともに家庭環境など複雑な背景を抱える生徒に対し、生徒が置かれた環境にはたらきかけ、生徒の抱える問題の解決に向けた支援を行うため、県立高等学校にスクールソーシャルワーカーを置く。

### （2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー6名を、県立高等学校6校に配置し、必要に応じて全県立高校に派遣できる体制を構築した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数…6名 資格…社会福祉士 勤務形態…1日7時間×週2回×40週

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「県立学校スクールソーシャルワーカー設置要綱」を策定し、ソーシャルワーカー自身及び全県立高校に配付するとともに、活用方法について設置校連絡会議等で周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

年3回

### （3）研修内容

#### ○スクールソーシャルワーカー設置事業の趣旨の理解

スクールソーシャルワーカー設置事業の趣旨及びスクールソーシャルワーカーの活用方法等について、教育委員会より説明した。

#### ○情報交換と研究協議

スクールソーシャルワーカーの具体的な対応事例について、情報共有と研究協議を行った。

### （4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカーと教育委員会担当者との研究協議において、具体的な事例とその対応について共通認識を持つことができ、その後の活用の充実につながった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

スーパーバイザーの設置なし

### （6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの活用方法の周知
- ・スーパービジョン体制の構築（スーパーバイザーの設置）

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】 貧困対策のための活用事例（①貧困対策、③不登校）

<状況>

高校生Aは、母親と生活している。入学当初は、介護福祉士になるという将来の目標を明確にもち、学習や部活動、学校行事に意欲的に取り組んでいた。しかし、1年3学期から、家庭の経済状況により、学校諸費、教科書代、修学旅行費等の支払いが滞り、Aの不安が高まり、体調不良で欠席することが増えた。

<対応>

スクールソーシャルワーカーが母親と面談して家庭の収支の状況を整理したうえで、市の担当課へ連絡をとった。その後、母親が市の担当課に相談し、支払いの見通しが立ったことで、Aの不安が軽減され、欠席が減り、学校生活が安定した。

#### 【事例2】 家庭環境に関する問題のための活用事例（①貧困対策）

<状況>

高校生Bは、母親と生活している。母親は、非正規雇用の仕事をしていていたが、体調不良のため出勤できない時期があり、仕事を辞めた。母親は精神的に不安定になり、Bに対して、高校を退学して働くよう感情的に言うようになった。このことにより、Bの精神状態も悪化した。

<対応>

スクールソーシャルワーカーが母親と一緒に、市の担当課やハローワークに相談した。母親が、ハローワークから紹介された新たな仕事に就き、不安が軽減したことで、Bも自分の将来のことを考えられるようになり、精神状態が安定し、通常どおり学校生活を送れるようになった。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーの設置の効果

平成28年度	問題解決	好転している が継続支援中	継続支援中	その他	合計
支援件数	80件	32件	140件	67件	319件
支援生徒数	53人	28人	63人	38人	182人

スクールソーシャルワーカーが介入することにより、状況が好転した生徒数は、182名中81名（44.5%）であった。スクールソーシャルワーカーが継続的に支援することで、本人が学校を続けることができているなど、スクールソーシャルワーカーの存在自体が生徒の支えになっている。

#### （2）今後の課題

スクールソーシャルワーカーが効率的に支援を行い、配置効果を高めることが重要である。そのため、平成29年度は、スクールソーシャルワーカーと拠点校の担当者を対象とした研修会を年に9回実施し、具体的なケースに対してスーパーバイザーによる助言が得られる体制とした。

# 三重県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校において福祉的なアプローチの必要な事案や、深刻かつ複雑な生徒指導上の事案等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童生徒や学校を支援する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

平成28年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱等に基づき、県教育委員会に9名を配置し、市町教育委員会及び県立学校からの要請に応じて派遣している。また、6名を県立高等学校6校に拠点校配置して定期的に支援するとともに、近隣の中学校区を巡回訪問し、必要に応じて地域の関係機関等との連携を図りながら問題の早期発見・早期対応を行っている。

採用については、三重県のホームページに募集要項を掲載し、ハローワークを通して募集している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・県教育委員会に9名配置
- ・社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員免許
- ・7時間×128日（1人）、7時間×115日（6人）、7時間×80日（2人）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

指針には、趣旨・目的、支援内容、支援までの手続き、三重県教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーを含めた支援組織について記載している。また、指針に類似するものを、スクールソーシャルワーカー活用事例集に記載し、県内の小中学校、県立学校、市町教育委員会に配付した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・県任用スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

- ・年間2回の大学教授によるスーパーバイズ
- ・年間20回程度の事務局職員や関係機関職員等を講師とした研修会、及び事例検討会
- ・県主催の人権研修や危機管理研修、他地域で行われる学会等、各種研修会への参加（適宜）

### （3）研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーの業務（役割）に関連する研修
- ・事例検討
- ・事務局職員を講師とした生徒指導、奨学金等に係る研修
- ・特別支援の必要な児童生徒への対応についての研修
- ・児童相談所等、関係機関との連携による研修
- ・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用、事例検討等について、大学教授によるスーパーバイズ

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・大学教授によるスーパーバイズ
- ・関係機関等との連携による研修

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 県で1名配置

○活用方法 ①S S Wに対する指導・助言 ②県教育委員会が行う研修会の企画・講師  
③教職員等への研修活動 等

### （6）課題

- ・限られた時間の中で、人材育成、資質向上を図るため、研修内容をより充実させること
- ・S Vの有効活用

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭の貧困の問題対応のための活用事例（①貧困対策、⑤暴力行為）

（状況）両親と本人の3人家族。当該生徒は、登校した際、ストレスを抱えてイライラした様子が見られ、問題行動を起こすことがあり、対人関係づくりに困難さがあつた。家庭は経済的に厳しく、学校諸費が未払いになっており、家庭では光熱費等の滞納を繰り返しているが、生活保護の申請には否定的であつた。そして、両親は家庭において、日頃から言い争いが絶えない状況であつた。

（対応）生活が厳しく、家庭が本人にとって安らげる場所になっておらず、家庭における経済面の支援を模索し、家庭生活を安定させることが、本人の心の安定につながると考えた。そのため、SSWが本人とSCとをつなぎ、本人の心のケアを行うとともに、保護者と生活保護の申請について継続的に話し合い、保護者と市町の生活保護担当課とをつなげることとした。

（結果）SSWが家庭訪問をして、家庭の状況について詳しく聴き取るとともに、市町の生活保護担当課と連携し、生活保護を受ける際のメリット・デメリットについて丁寧に説明した。その結果、保護者は生活保護を受給し、家庭生活が安定した。本人は、家庭生活の安定とともに、SCとの面談を継続したことで、安定した学校生活を送ることができた。

#### 【事例2】家庭環境の問題を背景にもつ不登校対応のための活用事例（①家庭環境、③不登校）

（状況）両親、祖母、本人の4人家族。当該児童は、言動に粗暴な面が見られ、他の児童と関わる事を嫌がり、徐々に欠席が増え教室に入ることが困難になった。不定期であるが放課後に登校できているが、登校の際は、常に保護者が付き添っており、本人は保護者と離れることができなかつた。両親は、共働きで忙しく、電話連絡さえ取れないことが多かつた。また、祖母は病気がちであり、医療機関を受診していた。

（対応）保護者は、仕事や祖母の看病で、忙しさや困り感を持っており、そのことが本人の不安感につながっており、保護者の負担の軽減が、本人の課題解決につながると考えた。そのため、祖母の看病について保護者の負担軽減を図るため、SSWが保護者を地域包括支援センターにつなげることとした。

（結果）地域包括支援センターが、祖母の病気に対する相談窓口として保護者の相談にあたり、介護サービス事業所を紹介する等の支援を行なつたことで、祖母の看病に対する負担が軽減し、本人と関わる時間が増えた。その結果、本人の不安感が和らぎ、本人は、不定期ではあるが授業時間内に登校できるようになった。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・平成28年度より、従来の派遣に加え、一部の地域ではあるが、県立高等学校を拠点とした近隣の中学校区の巡回を行ったことにより、早期発見、早期対応が図られるケースが増えるとともに、地域の関係機関とのネットワークの構築が進んだ。

・管理職を対象とした研修会等で、SVがSSWの効果的な活用について講演をしたり、活用事例集を作成して学校に配付したことで、SSWの周知が進んだ。

・SSWの学校訪問回数

H26年度：575回、H27年度：869回、H28年度：1075回

・課題解決のための関係機関とのケース会議の実施状況

H26年度：80回、H27年度：228回、H28年度：291回

・関係機関と連携した件数

H26年度：355件、H27年度：586件、H28年度：790件

#### （2）今後の課題

・SSWの役割と効果的な活用に係る周知の継続。

・学校からのニーズに対応するため、SSWの人数や支援時間の確保。

・早期発見、早期対応の取組の充実。

# 滋賀県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子どもを取り巻く環境の調整・改善を図ることにより、個々の課題解決を目指し、SSWが持つ福祉的な支援方法を学校にも取り入れることで、教員のアセスメント力と環境調整能力を高め、指導・支援の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

学校不適応課題の大きい小学校にSSWを配置する。配置したSSWは同一市町内小中学校に派遣することを可能とする。また、SSWおよび教職員に対し、適切な指導助言ができるスーパーバイザーを県教育委員会に配置し、必要に応じて公立学校、市町教育委員会等に派遣するとともに、教職員対象の研修会を実施することで、教職員へのスクールソーシャルワーク的視点の広がりを目指す。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー 13名（19小学校配置）  
資格：社会福祉士（6名）、精神保健福祉士（4名）、保健師（1名）、保育士（1名）、教員免許（3名） 重複あり  
勤務形態：（市立小学校）1校あたり1日6時間、週2回（年間40週）  
（町立小学校）1校あたり1日6時間（年間24日）
- ・スーパーバイザー 8名（県立学校派遣、研修会等）  
資格：弁護士（2名）、社会福祉士（3名）、精神保健福祉士（2名）、保健師（1名）、保育士（1名） 重複あり  
勤務形態：1校あたり1回につき、1～3時間 研修会1回につき、1～4時間

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

〔内 容〕 滋賀県が大切にするスクールソーシャルワーク的視点という考え方、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用、ケース会議の進め方などを「活用リーフレット」に明記

〔周知方法〕 SSW活用事業連絡協議会、学校教育の指針説明ならびに経営等連絡会、県立学校対象学校経営等協議会・学校運営等協議会等

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象・研修回数（頻度）・研修内容

- ・スクールソーシャルワーク研修会（SSWが講師や助言者になり、SSWや教員の資質の向上を図る）  
〔研修対象〕 県市町立学校教員、私立教員及び市町教育委員会関係者（希望者）  
〔研修回数〕 年間3回（5月、8月、10月）  
〔研修内容〕 テーマ「スクールソーシャルワーク的視点を重視した児童生徒への支援」  
1回目…「児童虐待について」  
2回目…「不登校の予防と対応について」  
3回目…「いじめの対応について」
- ・ワーカー研修会（SSWが研修内容を計画をして実施する自己研修会）  
〔研修対象〕 SSW 〔研修回数〕 年間6回  
〔研修内容〕 1回目（ソーシャルワークとは・子どもの貧困対策について／講師SSW）  
2回目（児童相談所等との連携について／講師SSW）  
3回目（児童養護施設の見学／現地研修）、4回目（特別支援学校の見学／現地研修）  
5回目（福祉型障害児入所施設の見学／現地研修）  
6回目（緊急支援について・配置校以外への学校訪問の在り方について／講師SSW）
- ・SV研修会（SSWが事例や課題を持ち寄りSVから指導助言を受ける）  
〔研修対象〕 SSW 〔研修回数〕 年間6回  
〔研修内容〕 事例検討、校内組織体制の構築、滋賀の本事業のめざすもの 等

### （2）特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーク研修会では、SSW自らが講師や助言者になることで、配置校等で教員に行う研修会の技術向上につながった。
- ・ワーカー研修会では、それぞれのSSWが得意とする分野をテーマにして話し合うことで、互いの資質の向上につながった。また、県内の施設等での研修を通じ、県内にある関係機関の周知にもつながった。

### （3）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 あり

○活用方法

- ・SV研修会…上記のとおり
- ・1～3年目のSSWへの指導助言…対象SSWの配置校にスーパーバイザーが訪問し、日々の校内での活動やケース会議での発言等について指導助言を行う。（1年目…年間5回、1回3時間 2、3年目…年間2回 1回3時間）
- ・SV会議…SSWの育成や教員への研修内容について、スーパーバイザーが助言を行う。（年間4回、1～3時間）

### （4）課題

研修体制を強化すると資質向上につながるが、これらの研修は配置校での配置時間内で運用しているため、配置校への勤務時間数の減少につながってしまう。これらの研修時間を見越した年度当初の配置時間数の設定が必要である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】児童の暴言・暴力、保護者の虐待行為防止をめざした機関連携のための活用事例（④、⑤、⑥）

小学生女子が家庭内と放課後児童クラブにおいて暴言・暴力を起してしまうケースについて、次のような活動を行い、支援を図った。

- ・教職員から母親を紹介され面談を行い、母親の日常生活における困難を聞き取ってアセスメントしたところ、本児の特性からくる集団適応困難とともに、父親の心理的虐待、母親の身体的虐待、過保護傾向などの不適切養育が背景にあることが判明したため、学校に対して通告を行うことを依頼する。
- ・対応に苦慮されている放課後児童クラブの指導員を含めて、時には母親も同席のもとでケース会議を開き、アセスメントと支援のプランについて共通理解を図る。
- ・要保護児童地域対策協議会において、母親面談の状況を報告したり効果的な連携体制を練ったりする。
- ・医療機関や警察署、教育委員会等の関係機関が関わることでケースに対する認識にズレが生じる恐れがあるため、アセスメントやこれまでの経緯を文書に整理して共通理解を図る。

これらの活動により効果的だったことは、多くの機関との連携体制が整い、対応の仕方について共通理解ができたことと、有効的な医療受診、母親のメンタルケア、虐待行為が軽減されたことである。その結果、本児の行動が悪化するのを防ぐことができた。

#### 【事例2】教育と福祉の連携強化活用事例（①、③、④）

小学生のきょうだいが増え、2人とも不登校傾向で集団にはいることもできなかった。母親はダブルワークで、夜間は子どもたちだけで過ごしているために生活のリズムが整わない。学校へは昼前に登校し別室で過ごした後、午後に母親が迎えに来て帰宅。

生活保護を受給していることもあって、家庭児童相談室とは以前から繋がってはいたが、見守りだけにとどまっており、特にこれといった支援がなされてこなかった。

居住地域にフリースペース（福祉施設の空いたスペースで専門職やボランティアとで過ごすことができる居場所）が開設されたことをきっかけに、社会福祉協議会、家庭児童相談室、教育委員会、学校、施設担当者、SSWとが一堂に集まり協議を行った結果、母親の承諾も取れ、幾度かの体験会を経てスムーズな入所に至った。当施設では遊びや食事の世話だけでなく、必要とされる学習や生活全般（お風呂の入り方や対人コミュニケーションなども含む）における支援が行われた。

隔週に一度という頻度での預かりではあるが、通所日は母親が心おきなくゆっくりと休息がとれるようになり、イライラ感が緩和されていったので、親子同士の衝突も減り、以前と比べてずいぶん落ち着いてきた。

その結果、現在はきょうだいともに生活リズムが整い、朝から教室に入って学習に取り組めるようになり、一緒に遊べる友だちもできた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校不適応の背景を、児童の置かれた環境を含めて多面的に捉えることができ、効果的な支援となった。小学校の不登校在籍率は微減であるがSSW配置校の不登校在籍率は大きく減少した。【表1】

【表1】平成28年度の配置校における  
不登校児童の平均在籍率の比較(小学校)

	H27	H28	増減
全県	0.51	0.49	-0.02
H28 SSW配置校	0.53	0.33	-0.20

- ・配置のSSWは、配置校を中心に業務を進めてきたが、平成25年度より配置校のある市町内での活動も可能としている。そのことにより、市町内の小中学校に対し、本事業の活用の広がりを図った。SSW配置校および派遣した学校を合わせると、小学校では約50%の学校に、また、中学校においても約42%の学校に対してSSWがケース会議や研修会に参加し、スクールソーシャルワーカー的視点を教員に広げるよう取り組むことができた。【表2】

【表2】スクールソーシャルワーカーが関わった学校数

	H27	H28
小学校(配置校を含む)	99	110
中学校	38	41
県立学校	11	15
合計	138	166

- ・スクールソーシャルワーカー的視点を重視した児童生徒への支援について、県内の公立および私立学校教員対象に希望参加型の研修会を年間3回実施した。多くの教員が参加し、資質の向上を図ることができた。

【表3】

【表3】スクールソーシャルワーカー研修会参加者数

	H27	H28
1回生	129	144
2回生	144	125
3回生	98	100
合計	371	369

#### （2）今後の課題

- ・本事業の教員への広がりを図るために、市町内でのSSWの活用やSSWによる教員への研修会等を実施したところ、一定の成果は見られた。今後は具体的な事例検討会等を重ね、さらなる教職員の資質向上を目指していく必要がある。
- ・SSWの資質向上に向けての研修体制について、今後もSSWと連携し、有意義な研修内容となるよう工夫が必要である。また、SSWの人材確保や人材育成も事業展開していくうえでの大きな課題である。

# 京都府教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の基本的な生活習慣を確立し、学習習慣の定着を図る取組を支援するとともに、児童生徒の状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施する。

### (2) 配置・採用計画上の工夫

不登校や学習指導上の課題など児童生徒の実態を把握・分析し配置校を決める。

### (3) 配置人数・資格・勤務形態

《小学校》 26人 教職経験者等、学校や地域の状況を理解し、児童・保護者・教職員への指導・助言ができる者 非常勤講師 週27時間（年間）

《中学校》 17人 社会福祉士、精神保健福祉士等の社会福祉に関する専門的な知識を有する者 非常勤職員 週2回、1回6時間（年間35週）等

### (4) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

配置の趣旨、期間、職と職務、スーパーバイザーについて、守秘義務と活動状況報告書等を定め、配置校とスクールソーシャルワーカーに文書や口頭で周知する。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

・スクールソーシャルワーカー、市町（組合）教育委員会担当者、校内コーディネーター

### (2) 研修回数（頻度）

・年4回（5月、7月、10月、3月）の全体連絡協議会  
・地域別連絡協議会（一部地域）  
・スーパーバイザー巡回相談

### (3) 研修内容

・効果的な活動が展開されるように交流協議、事例研や講演を行うなど、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めている。  
・市町（組合）教育委員会担当者や校内コーディネーターを含めた研修会を実施している。

### (4) 特に効果のあった研修内容

・スクールソーシャルワーカーより提出された支援事例を中心とした事例研。  
・「障害者差別解消法」と学校教育における「合理的配慮」への理解についての講演。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○SVの設置

・小学校担当1名、中学校担当2名を設置

#### ○活用方法

・配置校への巡回相談を行い、ケースへの対応を行ったり、活動や連携の在り方等についての研修会等を実施したりしている。（個々のケースについては、メールや電話を活用して、きめ細かい指導や助言が受けられるような体制をとっている。）

### (6) 課題

・スクールソーシャルワーカーのスキルアップを図るためには、スーパーバイザーの配置校への巡回相談が年1回～2回では少ない。スーパーバイザーの増員を含めた検討が必要である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】暴力行為のための活用事例（⑤）

- 小学校時に外国から来日。小学校時から暴力行為が見られた。中学入学後も暴力行為や喫煙等の問題行動が見られた。両親は日本で就労するため家族で来日。両親は英語も日本語もわかりにくいので、通訳は子どもに頼っているところがある。経済的にも困難な面が見られる。
- ケース会議開催のため、SSWが各教科担当から授業の様子を聞き取り、小学校の情報を集約し、アセスメントシートを作成した。
- スーパーバイザー訪問時に、SSW、学校コーディネーター、生徒指導担当、教育相談担当、学年主任、担任によるケース会議を開催し、今後の対応を話し合った。ケース会議の内容を踏まえて、学校が通訳を探し、通訳を交えて保護者との面談を実施した。また、本人の特性に視点をあてて理解を促すために、週2回個別学習を設定した。
- SSWは、国際交流協会との連携を図り、家庭の状況等の情報を得て、学校と連携した。また、外国にルーツを持つ生徒への支援に詳しいSSW等からの情報収集を行った。さらに、妹が在籍している小学校との定期的な情報共有を行い、家庭全体への支援につなげた。
- 定期的に通訳を介することにより、子育てについての保護者の負担が軽減され、それに伴い、本人の問題事象もなくなった。また、個別の学習指導や学習支援により、学習に頑張る姿勢が見られ、高校進学を目指している。
- 学力面の課題もあり、今後の進路についても早い段階から保護者と話し合っていくなど、家庭全体への支援も配慮しながら、今後も継続した支援が必要である。

#### 【事例2】不登校のための活用事例（③）

- 小学校4年生の時に登校をしぶりはじめ、中学校に入り不登校状態になる。日常と異なる行事等がある時には、何の前触れもなく登校できることもあるが、翌日から不登校が継続してしまう。家庭環境は、母子家庭で、家の中はものが片付いていない状況にあり、養育環境が整っておらず、生活支援の必要がある。
- 担任、養護教諭、学年主任、学校コーディネーター、SSWによる校内ケース会議を実施し、情報の共有化を図り手立てを検討した。管理職には逐次勤務日報とともに文書にて報告を行い、適宜指導を受ける体制をとった。
- 学校での居場所づくりも視野に入れて、担任・学年主任から本人にスクールカウンセラーとの気楽な出合いをすすめるが、本人が拒否し、何とか数回スクールカウンセラーとの接点は持てたが、継続的な関わりが持てていない。今後は訪問型の取組を行っていく。
- 以前は、週に一度も会えなかったときもあったが、担任だけでなく関係のある複数の教員が家庭訪問することにより、本人と母親とのつながりを持ち続けることができていた。
- 子育て応援課が主催するケース会議に、担任とSSWが出席し、情報の共有化を図った。また、子育て応援課・福祉課による生活支援等の実施により、母親への家事・養育負担の軽減を図った。さらに、民生児童委員、児童相談所、担任による母親にとっても気軽に相談できる体制を構築した。
- SSWが軸となって、学校・家庭・関係機関を結ぶことができた。今後も生活支援等を含め継続した支援が必要である。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ケース会議を1校あたり年間平均25回開催するなど、スクールソーシャルワーカーと校内職員をはじめ関係機関との連携が進み、専門性を生かした支援が行われた。

#### (2) 今後の課題

- ・スーパーバイズを生かしたスクールソーシャルワーカーの資質向上と、校内のコーディネーター機能や協働体制を充実させること。
- ・スクールソーシャルワーカーを配置していない学校の保護者や児童生徒への支援ができる体制づくりをさらに進める。

# 大阪府教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うために、府内の各市町村や生徒指導上の課題を有する小学校にスクールソーシャルワーカー（以下 S S W）の派遣及び配置をおこなう。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- 各市町村教育委員会の昨年度までの活用状況や活用計画等に基づいて計画的に派遣し、配置型、拠点校型、巡回型、派遣型など、より効果的な設置方法を決定する。
- 生徒指導上の課題の大きい府内50小学校に、小学校アドバイザー・スクールカウンセラー・支援人材と併せてS S Wを配置し、校内チーム支援体制を構築する。
- S S Wの資質の維持向上のため、毎年度公募審査を行う。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 87人
- 所有資格（複数所有あり）
  - ・社会福祉士…46人
  - ・精神保健福祉士…25人
  - ・臨床心理士…17人
  - ・教員免許所持者…24人

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- これまでの活用事例の実践をまとめた「スクールソーシャルワーカー活用ガイド」を府内全公立小中学校、市町村教育委員会に配付し、市町村におけるS S Wの活用促進を図っている。
- 年度当初より、事業関係者（市町村教委・全S S W）に各所管小中学校の状況等を踏まえた計画的な活用を求めるとともに、進捗状況を月ごとに把握している。
- 系統立てた研修を年間計画に沿って実施するとともに、定期的開催する連絡会において国や社会の動向の情報提供及び事業の方向性について確認する。
- 小学校でのS S W配置事業において、各市町村教委指導主事、各学校支援人材（S S W、S C、小学校アドバイザー）等を対象に連絡協議会を実施し、支援人材を活用した生徒指導体制の推進に向けた取り組みについて協議、共通理解を図る。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- S S W、チーフS S W、市町村教育委員会担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

- S S W連絡会（兼 研修）年間6回
- 育成支援研修 年間8回
- 小学校S S W研修 年間5回
- グループスーパービジョン 年間9回
- 小学校S S W連絡協議会 年間2回

### （3）研修内容

- 講義（不登校・児童虐待防止・要保護児童対策地域協議会〈以下 要対協〉・いじめ・警察機関との連携・小中連携 等）
- モデル事例検討（アセスメント・プランニング・ケース会議の進め方）
- グループワーク（協議、情報交換）

### （4）特に効果のあった研修内容

- 育成支援研修・小学校S S W研修…3年目以内のS S Wを対象に行った研修。講義とグループワークを中心にS S Wとして必要な基本的な知識理解や、学校の一員としてチーム活動するための資質の向上について研修をすることができた。
- S S Wスーパーバイザー〈以下S S W S V〉グループスーパービジョン…S S W S VよりS S Wに対して、実際の対応ケースについて直接指導・助言を受ける場を設けることで、S S Wのアセスメント力や対応力の向上をめざした。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置 ・弁護士、臨床心理士、社会福祉士の資格を有する者、小・中学校の管理職経験者
- 活用方法 ・事業の運用に関する助言や調整、専門性をいかした相談助言や連絡会での講義

### （6）課題

- ・経験の浅いS S Wに対して、多様化、複雑化する問題行動等に対応できる専門性の向上が課題。担当チーフによる個別指導や、課題別研修及びグループ協議による情報共有など研修内容の充実からS S Wの育成支援を図る必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】支援のための活用事例（①貧困対策〈家庭環境の問題・福祉機関との連携〉③不登校 ④児童虐待）

不登校が続く支援学級入級の小6男児。学校から家庭訪問をしても児童や保護者と会えないことが多く、進路選択の話も進まなかった。家庭環境は食生活が安定せず、児童が成長障害を起こすなど、保護者の養育に課題がある。ケース会議の結果、学校は要保護児童として要保護児童対策地域協議会へ通告をおこなうとともに、チーム支援を開始。担任を始め生活指導担当を中心に教員は本児との関わりを持つよう家庭訪問、SSWは保護者との定期面談を続けた。毎月1回、関係機関との連携ケース会議（小学校、中学校、市教委、医療、複数の福祉支援機関）を実施し、変化する児童や家庭状況の確認と支援内容の検討を繰り返し、支援方針の統一、役割分担を実施。本児通院先や通所施設、市の生活保護課への訪問は、教員とSSWが同行し情報共有をおこなった。

3学期からは、児童と保護者を中学校へ繋ぎ（児童→支援担当教員、保護者→SC）、引き継ぎを進めた結果、小学校の卒業式と中学校の入学式に参加することができた。中学校進学後も小学校教員が参加するケース会議を継続。児童は登校できており、保護者も中学校と繋がることを継続できている。

#### 【事例2】支援のための活用事例（⑥その他〈発達障がい等に関する問題〉）

登校及び学校生活の定着が困難な小1男児。小学校入学後、教室に入れなかったり、学校から飛び出したりすることが続いた。

校内で児童の情報を整理しようとしたが、入学前の情報がほとんどなく見立てに至らなかったことから、第1回ケース会議を実施。SSWが会議進行のもと、今後の対応として、①SCによる母親の気持ちを受け止めるための面接やカウンセリングの実施 ②児童の支援体制づくりに向けて、保育の経過を知るために就学前に在籍していた幼稚園への聞き取りをおこなうことの説明と了承を管理職が母に得ること ③生活指導担当による児童の行動について観察と記録の作成 ④SSWが幼稚園の先生への聞き取りをおこなうことと4点について役割分担をおこなった。

第2回ケース会議は、SSW、SC、担任、生活指導担当、管理職が参加。それぞれ役割分担して収集した情報の整理を実施したうえで見立てをおこなった。結果、発達の課題を抱える可能性が判明したため、特別支援コーディネーターをチームに加えるなど再度児童の支援体制を見直した。また、母と児童は見通しが立たないことへの不安が強いとの状況が明らかになったことから、それぞれに、翌日、1週間、1ヶ月単位の学校行事等の予定について事前の予告をするなどの手立てをおこなうこととした。

その後、ケース会議を約1ヶ月ごとに計3回実施、2学期から安定した登校ができるようになる。特別支援コーディネーター、担任、SCによる児童への直接支援とともに、SCは母への子育ての助言を実施。SSWはケース全体のコーディネート継続して担っている。役割分担を明確にしたチーム対応により、児童の状況も好転し、学校生活も落ち着いてきた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・市町村への派遣において、相談件数は2,450件（H17）から5,847件（H28）に、対応ケース数も417件（H17）から1,688件（H28）に、校内及び連携ケース会議も422件（H17）から1,346件（H28）と増加している。このようにSSWの活用及びケース会議の必要性は高まっている。相談種別の内訳は、不登校が約25%、虐待が約23%とこの2つで半数を占め、問題行動への専門性や関係機関との連携などSSWの関わりへの期待は大きい。
- ・生徒指導上の課題の大きい50小学校への配置において相談件数は4,114件であり、相談種別の内訳は、児童の性格行動相談が約24%、家庭環境相談が約17%となっている。これは、専門家活用の意識の薄かった小学校において、SSWを活用して児童の置かれた状況を改善しようとする教員の意識が高まり、問題行動として表れる前に相談を持ちかけるケースが増えたものと推測される。すべての事業実施小学校においてケース会議を実施し、チーム学校支援体制が確立されつつある。

#### （2）今後の課題

- ・生徒指導上の課題についてSSWが関わったケースのうち、解決もしくは好転したケースは市町村派遣での総相談件数の25.7%とケース改善の困難さが表れている。小学校での暴力行為件数の増加や小学校6年から中学校1年にかけて不登校者数が増加するなどの課題が増大するなか、小学校におけるSSWを含めた専門家や支援人材など、チームで対応する体制の構築は引き続き急務である。
- ・問題行動や虐待等への未然防止及び早期発見に向けて、校内の全児童生徒を対象としたスクリーニングの実施と、それに関わるSSWを学校体制内での位置付けを確立することから、個に応じた早期支援につなげていきたい。

# 兵庫県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童虐待や問題行動等の背景にある、児童生徒を取り巻く環境へ対応し、学校と家庭・地域や福祉関係機関との連携強化

### （2）配置・採用計画上の工夫

＜教育事務所配置＞

学校支援チームの一員とし県内6カ所にある教育事務所に配置

＜市町配置＞

各市町（指定都市・中核市を除く）の2中学校区に配置（町内に1中学校の場合は、1中学校区）

### （3）配置人数・資格・勤務形態

＜教育事務所配置＞

① 配置人数：9名 ② 資格：社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者のうち、教育に関係した経験の実績を有する者 ③ 勤務形態 週29時間

＜市町配置＞

① 配置人数：52名 ② 資格：県に準じる ③ 勤務形態：週1日7時間45分を基本とする。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

S S Wに関する指針をまとめた冊子（「S S Wの効果的な活用のために」）やS S Wの活動内容や対応事例等をまとめたリーフレットを作成し、各校へ配布すると共に県教育委員会のホームページで公開

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

①平成28年度全県生徒指導担当教員等研修会（1回）

生徒指導担当教員、不登校担当教員、児童生徒支援教員（生徒指導）、学校支援チーム（学校関係OB、警察関係OB、S S W）、各教育事務所担当指導主事等

②スクールソーシャルワーカー連絡協議会（2回）

教育事務所配置S S W、S V、市町配置S S W及び各教育事務所及び市町担当指導主事等（希望者）

### （2）研修内容

①平成28年度全県生徒指導担当教員等研修会

講義：S S Wの効果的な活用に向けて

講師：半羽利美佳（武庫川女子大学准教授）

②スクールソーシャルワーカー連絡協議会（2回）

資質向上に向けた講義及び事例検討 講師：半羽利美佳（武庫川女子大学准教授）

### （3）特に効果のあった研修内容

連絡協議会において事例検討を実施し、効果的な対応方法やS S Wとしての姿勢等が共有できたこと

### （4）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

・S Vの設置：有り

・活用方法：教育事務所配置S S Wについては、県配置S Vが各S S Wに年2回指導・支援  
市町配置S S Wについては、教育事務所配置のS S WがS Vとして指導・支援

### （5）課題

平成28年度から「市町S S W配置補助事業」を開始し、市町に52名のS S Wが配置されたが、スクールソーシャルワーカーの経験や活動年数に差が見られる。複雑化・多様化する児童生徒や学校の課題にタイムリーに対応できるよう、各関係機関との連携強化を含め個々のスキルのさらなる向上が求められる。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校になった生徒への活用事例（③ 不登校）

高校生Aは小学生時代に担任の勧めにより発達検査を受け「広汎性発達障害」の診断を受けている。中1で不登校となり児童養護施設に入所し、中学卒業と同時に家庭復帰した。

高校入学（全日制）当初は問題なく登校できていたが、6月上旬より休みがちになり下旬には登校できなくなった。担任・学年主任・部活の顧問等が家庭訪問を行っていたが、Aは徐々に面会を拒むようになり、さらに家族との接触も避け、自室から出てこない引きこもり状態となった。

SSWは、高校（担任、学年主任、養護教諭）、児童養護施設のA担当の職員、市福祉課とケース会議を実施し「引きこもり状態の解消」と「進路決定」を目標に、それぞれの役割を明確にした。またSSWは、Aの母親の負担軽減、関係機関との情報共有を行った。

役割を明確にし支援した結果、9月頃からAは自室から出てこられるようになり、家族との会話も増えた。12月には「定時制高校を受検し直したい」という思いがでてきた。現在、Aが進学を希望した定時制高校の受検に向けて支援を続けているところである。

#### 【事例2】学校に過剰な支援を求める保護者の対応のための活用事例（⑥ その他（保護者対応））

小学生B（通常学級・「医師から特別な支援を要すると診断を受けている」と母から申し出）は、登校しぶりの傾向にあり、別室登校や放課後登校をしている。

担任は、保護者からBへの指導について非難発言があること、授業の指導方法等について言及があること、面談が長時間にわたること等から疲弊感が強かった。

そこでSSWは、保護者が信頼している関係機関の心理士を校内ケース会議に招き、保護者の子育ての不安やBの登校しぶりを共通理解し、保護者に見える形のプラン作成を行った。また、別のケース会議では、心理士と保護者が参加し、保護者に学校の学習活動等について理解を促した。さらにケース会議を重ねることで、学校と関係機関の具体的な手立て等の共通理解が図られ、プランを実行することが出来た。

その結果、保護者は次第に態度が軟化していった。一方で、継続的な支援が必要であることも確認し支援を進めている。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカー配置数（教育支援体制整備事業関係分）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度（計画）	平成31年度（計画）
教育事務所	9名 （巡回型）	9名 （巡回型）	9名 （巡回型）	9名 （巡回型）
市町	52中学校区 （拠点校型）	96中学校区 （拠点校型）	149中学校区 （拠点校型）	182中学校区 （拠点校型）

○市町のSSW配置が促進され、ささいな事案でも気軽に相談できるようになった。

○教育事務所配置SSWは、市町SSWのSVとして相談できる体制が整い、新人SSWの資質向上や困難な事案への対応が可能となった。

#### （2）今後の課題

学校だけでは解決が困難なケースについて、よりきめ細かな対応を図るため、本県では平成28年度から市町SSW配置補助事業を実施し市町が配置するSSWに係る経費の一部を補助することとした。平成31年度には、指定都市・中核市を除く全184中学校区に配置を目指す。そのため、各市町での人材確保と個々のSSWの資質の向上が急務となっている。

# 奈良県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置及び派遣し、教育相談体制を整備する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

前年度の「問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果や市町村教育委員会等との連絡・連携の中での情報交換、また、学校訪問による聞き取りや状況把握等をもとに配置及び派遣を計画する。また、採用については、年度毎に社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者を対象に公募を行い、提出書類及び面接試験により選考を行う。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

#### ○スクールソーシャルワーカー

人数：3名（2県立学校、1市4町）

資格：社会福祉士、精神保健福祉士

勤務形態：週1回4時間、年間35週（年間140時間）

#### ○生活支援アドバイザー

人数：4名（巡回方式）

資格：社会福祉士、精神保健福祉士

勤務形態：週3回7時間、年間35週（年間105日）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

本事業の実施に係る内容については、実施要領及び配置要領により定めている。

内容は、事業の趣旨、事業内容、スクールソーシャルワーカーの選考及び任用、配置、職務及び勤務条件等。

スクールソーシャルワーカー及び派遣校担当者、派遣校を管轄する市町教育委員会担当者を対象とした連絡協議会やスーパーバイザーを講師に招聘しての研修会等において周知を図る。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー、派遣校担当者、派遣校を管轄する市町教育委員会担当者等。

### （2）研修回数（頻度）

連絡協議会年4回、研修会年3回実施。

### （3）研修内容

#### ○連絡協議会

スクールソーシャルワーカーの役割や活用方法について説明を行うとともに、派遣校の現状等について情報交換等を行うことで、効果的な活用等に係る検討を行った。

#### ○スーパービジョン会議

スーパーバイザーがスクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザーに対してスーパービジョンを行い、専門性と実践力の向上を図った。

### （4）特に効果のあった研修内容

#### ○講演会

スーパーバイザーが、スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー、派遣校担当者、派遣校を管轄する市町教育委員会担当者等に対して講演を行い、効果的な活用等についての理解を深めた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○SVの設置

有り（1名）

#### ○活用方法

スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザーに対する指導及び助言を行うとともに、研修会や連絡協議会等における講師等を務めた。

### （6）課題

スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザーから報告のあった事例をもとに、スーパーバイザーを招聘しての資質向上に向けた研修会やスーパービジョン会議等を適宜開催できるように努めること。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】起死念慮をもった生徒の支援のための活用事例

(③不登校 ⑥その他(心身の健康・保健に関する問題等))

高等学校男子生徒Aは、2年生までは欠席等もなく普通に登校することができていた。3年生になり次第に欠席が目立ちはじめた。6月、自傷行為により、総合病院に救急搬送された旨、保護者から学級担任に電話連絡が入る。

スクールソーシャルワーカーを含め、校内ケース会議を行い、今後の方向性を検討した。

確認事項は、①総合病院から精神科病院への医療保護入院を勧めることになるため、その際に精神科病院・精神保健福祉士、精神科医との連携を図ること、②校内でスクールソーシャルワーカーが精神疾患に関する教職員向けの研修を行い、生徒Aに対する教職員の理解を図ること、③教職員が保護者の不安感を受け止めること、④学校復帰までの配慮事項等について合意を得た。また、保護者と生徒との関係性にも着目し、保護者にも精神疾患の理解を促すように働きかけることとした。

退院後は病院との定期的な連携を図りながら、学校復帰することができた。適宜、学級担任が保護者との連携を図り、服薬や治療状況についても把握するようにした。

#### 【事例2】児童虐待を受ける児童の支援のための活用事例(①貧困対策 ④児童虐待)

小学校男子児童Bの母親から担任へ、夫からの言葉の暴力により自分(母親)も子どもも心理的に苦痛を受けているという相談があった。母親は以前から気分がムラがあり、不安定さがみられた。

児童Bは教室に入りにくい状態が続いており、相談室や保健室で過ごすことが多かった。行動観察を行うとともに、スクールカウンセラーや養護教諭から児童Bについての情報を収集し、連携した。

担任から母親へスクールソーシャルワーカーとの面談について提案したところ、母親も相談したい意向を示したので、後日、母親と担任、スクールソーシャルワーカーの3人で面談を行った。

母親の訴えは、①夫とは離婚したいが、母子家庭でやっていけるかどうか経済的な不安がある、②子どもが家庭でも学校でも安心して過ごせるようになってほしいということであった。

スクールソーシャルワーカーからは、ひとり親家庭における福祉的サポートや手当についての説明をし、市の子ども未来課へつなげた。また、本家庭を心理的虐待ケースとして要対協へ挙げ、虐待有無についても調査対象とした。

母親の就職活動については、女性センターの相談窓口を紹介し、同センターにDV等についても相談できることを伝えた。

学校でも児童Bを継続的にサポートしていくため、校内の支援体制を整え、担任をはじめ、それぞれ児童Bとかかわりをもつ教職員の役割を確認した。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

支援の対象となった児童生徒数

小学校 118名、中学校 63名、高等学校 133名、特別支援学校 30名

#### (2) 今後の課題

- スクールソーシャルワーカーの役割及び効果についての周知・理解を図る。
- タイミングよく支援ができるように各市町村教育委員会との連携を強化する。
- 配置の拡充を図り、巡回型方式ではなく、拠点校型方式の配置を増やしていく。

# 和歌山県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒の問題行動等の状況や背景に複雑に絡み合っている児童生徒の環境の問題に着目して働きかけたり、学校と関係機関等との連携を一層強化するためのコーディネーター的な役割を担ったりできる人材を、市町村教育委員会や県立学校に派遣することによって、問題を抱える児童生徒の課題解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会が採用し、各市町村教育委員会及び県立学校に派遣する。

派遣する市町村教育委員会については、スクールソーシャルワーカーの配置希望について照会するとともに、配置を希望する市町村教育委員会及び配置の必要があると県教育委員会が判断する県立学校について、活用計画書の提出を求める。活用計画書及び地域の状況に応じて、配置日数等を考慮し、配置する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

23市町村3県立学校 のべ29人配置

実人数23人（社会福祉士15人、精神保健福祉士5人、教員免許状14人）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカーの視点」（リーフレット）

活動の基本理念、課題解決に向けたプロセス、ケース会議の意義やもち方、スクールソーシャルワーカーの活動形態を示す。4月の連絡協議会での配付・周知。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、市町村担当指導主事、県立学校管理職・コーディネーター等

### （2）研修回数（頻度）

連絡協議会（2回）、全体研修会（1回）、社会福祉士会研修（1回）、ブロック研修（4ブロック×2回）、グループスーパービジョン（4回）

### （3）研修内容

活動の基礎基本、ソーシャルワークの倫理・価値、他府県からの学び、課題共有と連携強化、活動状況の把握、事例検討、振り返りと次年度への引継ぎ 等

### （4）特に効果のあった研修内容

グループスーパービジョンとして、各ブロックでチーフに位置付けているスクールソーシャルワーカーが事例を持ち寄り、チーフによるケース検討会及びスーパーバイザーに助言してもらうチーフ研修を位置付けたことにより、ケースを見立てる力やアセスメント力の向上につながった。

また、ブロック研修等の研修会をチーフが企画・運営することにより、研修への主体的な関わりや各ブロックのニーズに応じた研修を実施することができ、各地域が抱える課題の克服につながった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 4名

○活用方法 チーフ研修における助言、研修会講師、県スクールソーシャルワーカー活動体制に対するスーパービジョン

### （6）課題

開催場所や時期、勤務とのバランス

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】問題行動克服のための活用事例（①貧困対策④児童虐待⑤暴力行為⑥その他）

- ・高等学校 男子
- ・小中学校では特別支援学級（情緒）に在籍。
- ・思い込みが激しくマイナス思考が強い。感情のコントロールもうまくできず、対人関係でトラブルを起こしやすい。また、パニックになるとロッカーを蹴ったり、壁をたたいたりする。
- ・校内ケース会議を持ち、スクールソーシャルワーカーは、自治体のスクールソーシャルワーカーと連携し、本人、家庭が関係した機関の情報を収集する。
- ・自治体担当課、保健師、中学校時の担任、高校の管理職、担任、副担任、コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで連携ケース会議を持つ。その中で、要保護児童であったことや、児童相談所による関わりの経過、保護者への対応の仕方等を知る。この経緯の中で、スクールソーシャルワーカーは、保護者の面談に同席したり、保健師と医療への繋ぎ方を相談したりするなどの支援を行う。
- ・会議後、学校の中で、本人、家庭への支援について役割分担を行う。また、スクールカウンセラーが現職教育で、障害の理解、対応の仕方等について研修を行う。
- ・本人への理解を深め接することにより、精神的に落ち着き、トラブルがなくなる。また、カウンセリングを受けることも出来るようになるなど、落ち着いて学校生活を送っている。

#### 【事例2】不登校改善のための活用事例（③不登校）

- ・小学生 女子
- ・前年度の1月に体調不良から欠席し始め、今年度は6日だけ登校。自分の考えや思いを表現することが難しい。人と話すことが苦手で表情が乏しく、友達との会話はほとんどない。
- ・母親はコミュニケーションが苦手でほとんど外出せず、父親が学校行事に出席している。家庭全体が地域とのつながりが希薄で、学校や地域から家庭に関わりをもつようにされることに対して抵抗がある。
- ・管理職、担任、養護教諭、スクールカウンセラーとの校内ケース会議と関係機関を交えた連携ケース会議の中で家庭状況の把握と登校支援等について協議。
- ・福祉課職員とともに家庭訪問を行い、保護者との接点を増やし、本人と家庭の様子の把握する。また、母親との関係構築等を行うために、スクールカウンセラー、福祉課職員、保健師、民生委員と連携を図る。
- ・スクールカウンセラーとともに父親への面談を行い、状況の改善に向けて話し合う。
- ・当該児童の不登校は継続しているが、母親の生活環境が大きく変化している。訪問を強く拒否することがなくなり、明るい表情が見られるようになることに伴い、当該児童も自宅から出る意欲が増してくなど変化がみられる。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

##### ※ケース会議件数の推移

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
校内連携	1 4 8	1 7 4	2 3 7	2 7 8	3 4 2	4 9 9	7 0 6
機関連携	1 0 2	1 3 4	1 4 5	2 2 5	1 5 4	2 5 5	4 2 0

スクールソーシャルワーカーの働きかけにより、様々な角度から児童生徒の状況を捉え、見通しや目的意識を持って支援策を協議することの重要性の認知が促進し、チーム支援体制の強化につながっている。

#### （2）今後の課題

- ・専門的資格を有する人材の確保、人材育成、専門性の向上
- ・雇用条件の改善、身分保障、環境の整備

# 鳥取県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・問題を抱える児童生徒の置かれた家庭環境等の改善に向けた関係機関との連携推進。
- ・校内ケース会議開催の支援や校内のチーム体制構築の支援。
- ・社会福祉分野における専門的な視点で、児童生徒・教職員・保護者に対する相談活動の実施。
- ・学校におけるすべての児童生徒を対象にした支援体制の強化。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・いじめ・不登校総合対策センター（市町教育委員会担当）、高等学校課、特別支援教育課、教育・学術振興課（知事部局、私学担当）とSVが連動し、県として戦略を立てる包括したシステムの構築。
- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保・人材育成を目的とした県教育委員会主催のスクールソーシャルワーカー育成研修（6講座）の実施。
- ・事業実施している市町に県からの補助金を交付。各自治体の実情に合わせて週時間数及び年間時間数を設定。
- ・市町教育委員会をスクールソーシャルワーカーの活動の拠点とする。
- ・具体的な研修や活動の内容については、各市町教育委員会が実情に応じて計画。
- ・県立高校においては、東部地区2校・中部地区1校・西部地区2校に拠点校方式でスクールソーシャルワーカーを配置。（県内私立高校にも対応している。）
- ・県立特別支援学校においては、東・中・西部各地区の1校に拠点校方式でスクールソーシャルワーカーを配置。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・県立学校及び市町教育委員会ごとに配置人数、勤務形態が異なる。（県7人、14市町21名配置（県との重複あり））
- ・資格（重複あり）①社会福祉士 15名 ②精神保健福祉士 5名 ③その他社会福祉に関する資格 2名  
④教員免許 15名 ⑤心理に関する資格 2名  
⑥その他SSWの職務に関する技能の資格 0名 ⑦資格を有していない 5名

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・早急に策定を行う。
- ※現時点では、連絡協議会等でSSW・地教委・学校それぞれの立場においての活動方針等を周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ＜県教育委員会主催＞
- ・関係市町教育委員会スクールソーシャルワーカー活用事業担当者
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・参加を希望する市町村教育委員会関係者

### （2）研修回数（頻度）

- ＜県教育委員会主催＞
- ・2回
- ※市町教育委員会においても地域の実情に応じて研修を実施

### （3）研修内容

- ＜県教育委員会主催＞
- ・講義「SSW活用事業の効果的な運営について」  
「SSW活用事業に係る国の最新動向」
- ・情報交換：担当地域、学校での活動の様子及び戦略について  
戦略実行に向けたよりよい体制づくりについて
- ※アセスメントやプランニング方法に関する研修、教育と福祉との連携方法に関する研修等

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・大阪府立大学 山野則子教授を講師に招き、教育委員会の指導主事が戦略を持ってスクールソーシャルワーカーを活用するための示唆を受けた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：有

○活用方法：①県のスクールソーシャルワーカー活用指針策定に向けての助言、②校長会や管理職研修におけるスクールソーシャルワークについての研修講師、③事業活用自治体担当者への活用戦略についての助言、④新任スクールソーシャルワーカーへの基礎的理論研修及び助言  
⑤連絡協議会（年2回）、育成研修（年3回）での研修講師、⑥事業活用自治体への巡回によるスクールソーシャルワーク活動全般への助言や支援、⑦対応困難な事例についての相談や適切な助言

#### (6) 課題

- ・今後さらに事例の背景が多様化・複雑化することが考えられ、スクールソーシャルワーカーへの要請が増えることが予想されるため、スクールソーシャルワーカーのスキルアップ及び人材確保が求められる。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例】チーム学校体制構築のための活用事例（①貧困対策、③不登校、④児童虐待）

- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）3名を非常勤職員として教育委員会内に配置する。相談室を設け、SSWの活動拠点とする。（SSW：社会福祉士等有資格者2名、教員OB（元LD等専門員）1名を配置する。）
- ・2名のSSWは、スクールカウンセラー（SC）の勤務日に合わせ、各小中学校に計画的に配置する。SSWとSC、教職員との連絡・連携がより密接になるように、一部学校配置型の勤務体制とする。
- ・SSWは、校内のケース会議や要保護児童対策地域協議会の会議において、個別の児童生徒の状況や問題点の把握・確認、支援方針の確立や役割分担の決定について指導助言を行う。
- ・毎月定例のSSW会議を開催し、3名のSSWと地教委担当者が、相互に情報を共有した上で関係機関との効果的な連携のあり方や支援方策について協議し、課題の早期解消に向けて、校内ケース会議開催を支援したり、校内のチーム体制構築を支援したりする。内1名は、スーパーバイザー的役割を担う。
- ・教育支援センター相談員をスクールソーシャルワークサポーター（SSWS）として任用し、対象学校教職員、SSW、SC等と協力し、不登校児童生徒の環境改善の支援を行う。  
\*SSWS：教員OB3名を配置し、曜日交代勤務とする。
- ・毎月第2火曜日に、教育支援センター定例会を設定し、対象児童生徒の状況確認・支援方策の検討等をSSW・地教委担当者とともに挙る。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会関係者、学校関係者がともに研修を深めることにより、問題解決に向けての支援会議等、具体的な動きについて共通理解が図れるとともに、関係機関とのスムーズな連携が可能な体制づくりが年々充実してきている。配置市町村教育委員会独自の研修、県教育委員会主催のスクールソーシャルワーカー育成研修も実施され、人材確保・人材育成の成果が期待できる。  
(参考) A町教育委員会の報告より
- ・支援の対象となった児童生徒数：小学校 151人（うち継続者数 121人）中学校 135人（うち継続者数 85人）
- ・不登校関連 94件（解決 34件 好転 16件 支援中 44件）
- ・児童虐待関連 102件（解決 51件 好転 12件 支援中 39件）
- ・教職員とのケース会議（開催回数 42回 ケース件数 99件）
- ・スクールソーシャルワークについて教職員の共通理解が進み、全校体制での取組が定着してきた。
- ・教職員の視野が広がることで、潜在する事案をケースとして取り上げることができた。
- ・関係機関と定期的な情報交換を行い、学校との明確な役割分担をして、組織的に対応することで、対象の児童生徒及び家庭に対して効果的な支援を行うことができた。

#### (2) 今後の課題

- ・県としても、平成31年度までに県内全19市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する方針を掲げて動いている。平成29年度までに配置できた市町村は19市町村のうち18市町村である。
- ・学校組織や体制の見直し、及びスクールソーシャルワーカーとの効果的な連携について改善を重ね、県としてのスクールソーシャルワーカー活用指針を作成し、詳細な活用計画を作成する必要がある。
- ・スクールソーシャルワーカーのスキルアップを図るため、研修や情報交換の場の設定が必要である。

# 島根県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

県内における小・中学校の不登校児童生徒数は、全国的に割合が高く、県教育委員会としても重要課題として取り組んでいる。また、家に引きこもりがちな子どもの増加や児童虐待による児童養護施設等への入所数の増加については、学校関係者だけの対応では限界がある。そこで、平成20年度から福祉的な視点による課題の整理や福祉制度を活用した環境調整を行うことのできるスクールソーシャルワーカー活用事業を市町村に委託することにより事業展開を図った。平成28年度は、県内すべての市町村に委託を行い、校内の教育相談体制の整備、関係機関との連携の強化により学校の課題解決力の向上を目指した。また、県立学校においては、2校の定時制高校に平成24年度より配置をしている。平成26年度より2校以外の県立学校に対しても、要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・[小・中学校] 委託している市町村の実態に応じて予算配分し、市町村で配置を行っている。離島、中山間地域では複数の町を兼務している者もいる。多くの市町が派遣型、巡回型の勤務形態である。
- ・[県立学校] 定時制高校に2校配置している。その他の県立学校については、学校の要請に応じて派遣できるよう、各市町のスクールソーシャルワーカーに委嘱している。さらに県社会福祉士会に協力を依頼し、会に所属している社会福祉士を県スクールソーシャルワーカーに委嘱している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・市町配置（19市町村）…**実31名（①社会福祉士2名、②精神保健福祉士5名、③その他社会福祉に関する資格1名、④教員免許9名、⑤心理に関する資格7名、⑥その他SSWの職務に関する技能の資格0名、⑦資格を有していない11名）**
- ・県立学校配置、県スーパーバイザー…4名（**①社会福祉士1名、⑤その他社会福祉に関する資格3名**）
- ・県立学校派遣…県スクールソーシャルワーカー5名、市町村のスクールソーシャルワーカーのうち17名に委嘱

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカー活用事業委託要項に事業の趣旨・実施方法（配置、選考、任用、職務、勤務形態、スーパーバイザーの派遣、連絡協議会の開催について等）・委託期間・委託手続・委託経費・事業完了の報告等を示している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・県内のスクールソーシャルワーカー ・市町教育委員会の事業担当者 ・県立学校配置校の事業担当者

### （2）研修回数（頻度）

- ・研修会（年2回） ・個別のケースに対するスーパーバイズ（必要に応じて）

### （3）研修内容

- ・大学教授による講義・演習 ・県外スーパーバイザーによる講義・演習

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ケース会議についての演習 ・スクールソーシャルワーカーの活動評価プログラムの講義
- ・事例検討

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○SVの設置

県教育委員会に2名（東部地区1名、西部地区1名）

#### ○活用方法

県内のスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行う。平成28年度は3回実施した。また、市町村主催の研修会において、スクールソーシャルワークについての講義、事例検討での具体的な助言等を行った。また、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用が期待できるよう学校組織体制について、適宜・指導助言を行うことができるようにしている。

### （6）課題

事例検討では、それぞれのスクールソーシャルワーカーの資格や強みを生かした働きかけを共有することができた反面、働きかけの違いやスタンスの違いも明らかになった。小・中学校については、市町村に委託している事業ではあるが、研修会、連絡協議会等を定期的に行い、役割や活用の仕方についてSSW、教育委員会共に共通理解する必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】発達障がい等に関する問題のための活用事例（⑥その他 発達障害等に関する問題）

就学時に発達障がいとの診断を受け、保健師との関わりのある家庭であった。医療機関、発達障害者支援センターとの連携もあり、小学校までは順調に学校生活を送っていた。中学2年から不登校になり、学校と関係機関との話し合いから、SSWの支援依頼がある。進学希望であるため、進学先へのつなぎと進学後の支援のために、関係作りをしてほしいとのことであった。本人と会うことが困難であったため、母との面接を実施した。不登校になるまでの経緯と、本人の特性について、母自身はよく理解している様子であった。継続して母との面接を実施していった。学期ごとに関係機関、学校とのケース会議を実施し、共通理解のもと、今必要なこと、今できることなどの支援計画を考え、実行していった。学校に少しずつ登校できるようになり、受験勉強にも取り組むことができた。高校入試も集団の中で受けることができ、志望校へ入学することができた。

高校入学前に、個別支援計画を中学校から高校へ引き継ぎを実施した。母とSSWとで入学前に高校に行き、引き継ぎの場をもった。本人の特性を高校に理解してもらい、入学後に心配なことなど話合うことができ、安心して入学式に参加することができた。

SSWとして「家庭のニーズをきくこと」、「そのニーズを叶えるために学校や関係機関にどのようにつないでいくか」ということに焦点を絞り活動している。そのためにも、学校や関係機関と実際に顔を見て話し合う場から得られる関係作り、信頼関係がとても大切であると実感している。

#### 【事例2】児童虐待のための活用事例（④児童虐待 ①貧困対策）

保育所の頃より、母親の養育能力が乏しいという理由で要対協へ登録され、小学校入学時よりSSWを派遣し、家庭支援を開始した。

当初、母親は家の片づけができず、SSWや市が片づけを支援した。提出物や、何かを決めなければならないことも苦手で、支援が必要だった。

本児が小学校1年途中、一家で県外へ転出したが、県外でもネグレクト家庭であり、家賃なども祖父母が支払っていた。

約半年後、離婚し母子で市内へ帰り、小学校転入と同時にSSW支援再開。要対協のケース会議の結果、母子ともに医療機関を受診し、福祉サービスが受けられるようにして、家庭環境の安定を図ることになった。

SSWが母親と面談して受診を勧めた結果、母子で医療機関へ受診した。それぞれの服薬が始まり、母子ともに落ち着いて生活できるようになった。

家庭支援としてSSWが生活福祉課へつなげ、生活保護を申請、保護が決定した。経済面の不安が減ったことで、生活が安定した。週3回のヘルパー利用も開始した。

その後、SSWの支援で本児の放課後デイサービスの利用、弟妹2人の保育園への入園が決定し、母親の子育ての負担を軽減しながら、就労支援へつなげた。

以上の支援により、家庭生活が改善し、本児は学校でも落ち着いて過ごすことができています。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成28年度より県内全市町村において、スクールソーシャルワーカー活用事業が実施され、スクールソーシャルワーカーが福祉的な視点からの支援や環境調整に関わることによって、学校での組織的な取組が進んだ。県内の数値として、スクールソーシャルワーカーによる総支援件数は734件であった。その内、不登校では77件（37%）、いじめ、暴力行為、非行等の問題行動では17件（36%）、友人関係の問題では19件（49%）、発達障がい等に関する問題では34件（41%）、また児童虐待では21件（39%）、家庭環境の問題では50件（30%）が解決、または状況が好転した。
- スクールソーシャルワーカーが児童生徒個々の状況や家庭の状況をよく理解し、学校や保護者に対して支援方法の適切な助言を行った。また、関係諸機関との連絡調整及び積極的な連携支援を行うことで、学校現場からの信頼を得ている。スクールソーシャルワーカーの効果的な活用方法のガイドラインを示すことで効果的な活用が進んだ。

#### （2）今後の課題

- スクールソーシャルワーカーは随分認知されつつあるが、学校現場や市町教育委員会によっては、活用方法について認識の差がある。児童生徒が置かれた環境の問題への働きかけを行うこと等、どう活用・周知していくかが課題である。
- 本県は離島があり、東西にも長く地域性が異なる。各市町村により、スクールソーシャルワーカーの勤務形態や動き方、関わるケースに差が見られる現状がある。現在任用しているスクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士の資格をもつ方の割合は低い。福祉の視点による専門的な支援や関係機関との効果的な連携について、学校や児童生徒保護者のニーズに十分対応しているとは言えない。有資格者は職に就いておられる方が多く、県の非常勤の職を兼ねることは難しい方が多い。また、スクールカウンセラーと兼務されている方もおられ、関わるケースによって、どの立場で関わるのか分かりにくくなり、子ども、保護者から誤解を招くこともある。人材の確保と資質の向上が喫緊の課題である。
- 県の活動実績によると、本県のスクールソーシャルワーカーは不登校のケースに関わるケースが多いが、ケースごとに児童生徒の背景は異なる。スクールソーシャルワーカーの入るべきケースなのかどうか、スクールカウンセラー等と協働し、背景を見立てながら考えていく必要がある。

# 岡山県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動等について、当該児童生徒がおかれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、学校や問題を抱える児童生徒及びその保護者に適切な支援を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県内の各市町村を4グループ（各グループを複数ブロックで構成）に分け、各ブロックを複数のスクールソーシャルワーカーが担当。要請のあった学校へ派遣し、市町村教育委員会や地域の関係機関等との連携を図りながら、児童生徒や保護者、学校に対して支援。また、スーパーバイザー1名を委嘱。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

スクールソーシャルワーカーとして29名を採用。また、その他の福祉や教育の分野における資格・知識・経験を有する16名を、スクールソーシャルワーカーに準ずる者として採用。資格保有状況は社会福祉士20名、精神保健福祉士22名。その他の保有する資格としては、教員免許状16名、保育士3名、その他福祉系の資格9名等。非常勤職員として、5時間×週1～5回×42週の勤務。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

事業概要や、スクールソーシャルワーカーの役割（代弁・調整・仲介・連携・コンサルテーション・情報提供等）と基本的姿勢について記したリーフレットを、支援対象の児童生徒や保護者、学校、市町村教育委員会、関係機関に配布。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカーおよび準ずる者全員が対象。

### （2）研修回数（頻度）

主に新採用者を対象にした研修（スーパーバイザー等が指導）を年度当初に5回実施。また、全員を対象にした研修を年間2回、グループリーダー・サブリーダーとして従事する職員に対する研修（スーパービジョン）を24回実施。

### （3）研修内容

スクールソーシャルワークの専門的基盤や学校教育制度についての講話、グループワーク等。

### （4）特に効果のあった研修内容

支援対象者別のロールプレイや、初回ケース会議を想定した演習、インシデント・プロセス法による事例研究は、実際に起こる問題への対応力を高めることができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 川崎医療福祉大学教授をスーパーバイザーとして委嘱。

○活用方法 各グループのリーダー、サブリーダーに対し、継続的にスーパービジョンを実施。研修会での助言、アセスメントや支援に際しての具体的な助言等。

### （6）課題

現行の研修制度ではスーパービジョンはリーダー及びサブリーダーが代表して受けている（必要に応じて、一般ワーカーも聴講する）状態である。スクールソーシャルワーカーの人数や時間数の増加が続き、スクールソーシャルワーカー間の連携強化や質の担保のためにも、研修体系のより一層の充実が必要と考えている。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】虐待に関する問題等への対応のための活用事例（④児童虐待、⑥その他（自殺念慮））

高校生ケース。SCと兄の面接で自殺を仄めかす相談内容があり、SCは外部の専門機関へつなぐ必要性を指摘した。また、自殺企図の背景に父親からの身体的虐待があり、現在は虐待の矛先が弟（同校）に向いていることが分かったので、兄弟同時のSSW申請となった。兄弟にそれぞれ担当SSWをあてた。兄の担当は、医療機関への接続と並行して、本人との面接を丁寧に行い、学校や家庭との情報共有に努めた。その結果、本人の精神的な安定が図られ、高校卒業後の進路実現に向けて自ら行動を起こすようになった。虐待自体は中学時代の方がひどかったようで、「その頃にSSWを知っていたらよかった」との発言を担当にした。弟の担当は、本人の面接を行うとともに、母親支援、家庭の環境調整を担当した。弟は、これまで少なくとも担任等の前では見せていなかった本人の苦しさや実際の家庭環境を、学校でも話せるようになり、心の安定が図れているようである。ただ、両親は離婚が決定しているが、まだ父親が自宅に居座っている状況となり、SSW等が関わり、家庭訪問もしていることが、虐待の歯止めの一つとなっているようである。校内でこのケースについて、管理職、学年主任、担任、教育相談室長が情報共有しているが、どこまで情報共有を広げるべきかが、大規模校での課題の一つである。

#### 【事例2】不登校への対応のための活用事例（③不登校）

小学生ケース。両親はそろっているが家庭の経済状況は困窮しており、自宅に風呂釜がないなど清潔が保たれていない。特に、頭髪のケジラミが治らないため、給食着や水泳の授業など様々な点で学校は対応に苦慮している。欠席しがちで、学校への連絡なく保護者が長期欠席させることもあり、学力保障が困難な状況となっている。学校と家庭の意思疎通も難しく、家庭環境の調整と不登校傾向の解消にむけて、SSWの申請に至った。地域の福祉行政上の支援対象になっている家庭であるが、関係機関等との学校の連携促進の必要性や、学習支援等の不足もあると見立て、SSWが関係機関や学校外の子どもの居場所との接続等を進めた。当初、SSWの位置づけを十分認識していなかった福祉行政窓口も、市教委を通すことで理解が進み、連携が進んだ。その後、中学生の姉への緊急支援が必要となった時、家庭との関係づくりの出来ているSSWがすぐ対応でき、結果的にはその後、きょうだい全員と各学校・地教委・福祉行政・地域の任意団体等が連携する体制が確立されつつある。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成28年度に支援に入ったケースは573件と前年より45件増加（毎年依頼は増加）。また依頼件数のうち、5割以上のケースが改善・解決している。

学校だけでは得にくい情報をSSWが仲介することにより、本人・保護者や関係機関等と学校との連携がスムーズにいくようになった面は大きい。

これまでに本事業を活用し、効果を実感した教職員等からの信頼感が次の申請につながるような流れも出来ている。

#### （2）今後の課題

複数の関係機関等が集まったの拡大ケース会議を実施するケースも散見されるが、関係者間の連携がまだ不十分である。これまで、SSWの研修は、SSWについての専門家からの講義等を受けることがほとんどだったが、他機関との連携を踏まえた研修も組み込んでいく必要性を感じている。

派遣型のため、ケース依頼が入ってから学校に入るのも、まず学校の教職員との関係づくりや学校の状況等の把握から始める必要性があり、そのため申請を回避する場合もあるよう。即時性が保障されていないことが、活用の進む学校との差が大きくなっている一因でもあると考えられる。

# 広島県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

広島県では、「平成28年度スクールソーシャルワーカー活用事業」により22名を配置しているが、その内12名を「スクールソーシャルワーカー（以下SSW）」として、10名を「家庭教育支援アドバイザー（以下家庭教育支援AD）」として配置している。

SSWは、経済状況等、生活環境に課題のある児童生徒の家庭等に対して効果的な支援を行うため、家庭・地域と学校との連携・協力の支援を行う。

家庭教育支援ADは、学力向上総合対策事業の一環として、平成24年度から配置しており、学力に課題のある児童生徒の学習環境を整えるため、家庭・地域と学校との連携・協力の支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

SSWは、市町の派遣申請を受けて、県内10市町の10中学校区及び県立高等学校2校に配置した。各中学校区では、中学校を配置の拠点とし、当該校区内の各小学校にも勤務する。

家庭教育支援ADは、学力向上総合対策事業を実施する県内6市の10中学校区に配置した。中学校を配置の拠点とし、当該中学校区内の各小学校にも勤務する。

人材確保については、広島県教育委員会ホームページに募集案内を掲示するとともに、広島県社会福祉士会と連携し、会員への周知を依頼した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置は、中学校区または高等学校に各1名とし、SSWは10中学校区・県立高等学校2校に計12名を、家庭教育支援ADは10中学校区に10名をそれぞれ配置した。

配置されているSSW及び家庭教育支援ADが有する資格の内訳は、社会福祉士9名、精神保健福祉士3名、その他社会福祉に関する資格4名、教員免許15名、心理に関する資格8名となっており、いずれの資格も有しない者はいない。

SSW等の勤務時間及び勤務日は、原則として、年間30週、週当たり28時間を限度として派遣を受けた市町教育委員会又は県立学校長が学校・家庭状況等を踏まえ定めている。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

SSW及び家庭教育支援ADの設置要綱をそれぞれ作成し、4月に開催の家庭教育支援AD及びSSW配置地区等連絡協議会等において、SSW等に対し、事業の趣旨、職務内容等を周知している。

また、広島県の学力向上チャレンジ校事業実施要領の中に、事業の一環として家庭教育支援ADの項を設けており、この実施要領を広島県教育委員会ホームページに掲載している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

県教育委員会が配置し市町教育委員会に派遣するSSW及び家庭教育支援AD

SSW拠点校及び家庭教育支援AD拠点校の校長又は教頭

県教育委員会から家庭教育支援AD及びSSWの派遣を受けている市町の教育委員会担当者及び関係教育事務所指導主事等

市町教育委員会が配置しているSSW等並びに当該市町教育委員会担当者で参加を希望する者

### （2）研修回数（頻度） 年4回

### （3）研修内容

取組の成果、課題及び事例について情報交換・協議等

### （4）特に効果のあった研修内容

SSW及び家庭教育支援ADが支援を行っているケースについての事例検討

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置無し

### （6）課題

児童生徒の生活環境や学習環境の改善に向けた取組について、さらに研修を深める必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】 貧困対策及び不登校傾向の児童の支援のための活用事例（①貧困対策，③不登校）

当該児童の家庭は、生活保護を受給していたが、母親が自家用車の使用を希望し受給を中止したこと、就労していた父親の持病が悪化し寝たきりの状態になったこと等により、収入が無くなり、電気、ガスが止められている状況であった。母親は精神的な障害で以前は手帳を取得していたが更新されていなかった。また、母親の症状が悪化し、当該児童を登校させずに連れ歩いていた。父親は自宅に放置されていた。

(取組) ・ S S Wが中心になり、ケース会議を開催し、経済的な支援や医療的な支援等の役割の確認を行った。

・面談で S S Wが当該児童の希望を聞き取った上で、児童相談所による一時保護が行われた。その後、両親の病状が安定し、当該児童の引き取りを強く希望したため、当該児童は帰宅した。

(成果) ・生活保護の受給が再開され、経済的な不安が軽減された。両親を医療機関につなぐことができたため症状が緩和され、家庭状況が安定したため当該児童の登校が再開された。

#### 【事例2】 家庭環境の改善及び不登校生徒への支援のための活用事例（①貧困対策，③不登校）

中学生の当該生徒、小学生の妹と弟、就学前の妹の4人兄弟と両親の6人家族である。父親は病気で医師から就労を止められていた。母親は夜勤で子供の登校時に不在がちで、両親は「学校に無理していかなくてよい。」という考えを持っており、就学前の妹の世話を当該生徒がまかされていたことから、当該生徒は不登校状態、小学生の妹と弟はほぼ毎日遅刻を繰り返す状況が見られた。家庭での学習習慣はほとんどなかった。

(取組) ・家庭教育支援ADが子育て支援課等と連携し、1歳半検診を受診していなかった妹を保育所に入所させることで、健全な保育環境をつくるとともに、両親の負担の軽減を図った。

・家庭教育支援ADが就労支援を行う関係機関と連携し、病氣療養中の父親の病状が回復し次第、就労への展望が持てるよう、就労相談の道筋を示した。

・校内の相談室に登校した当該生徒に対して、担任、学校相談員、養護教諭等が連携し、学校行事に参加できるよう役割分担をして働きかけを行った。

(成果) ・保育所の送迎を父親が行い、主夫として働くことで、父親の家庭生活が安定し、精神的に落ち着いた。

・当該生徒は、学校行事に参加することもでき、欠席も徐々に減少し、特定の教科は授業に参加できるようになってきている。小学生の妹と弟も、ほとんど遅刻することがなくなった。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成28年度の支援対象となった児童生徒数は、小学校426人、中学校337人、高等学校36人である。

活動記録の「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」の「問題が解決」又は「支援中であるが好転」となった件数の割合は次のとおりである。

	総件数に対する割合	家庭環境の問題（児童虐待、貧困の問題を除く）の件数に対する割合	不登校に関する問題の件数に対する割合	発達障害等に関する問題の件数に対する割合
「問題が解決」又は「支援中であるが好転」	54.8%	57.7%	52.6%	58.8%

(配置校から)

S S Wが、登校することが難しい児童生徒を適応指導教室に円滑につなぐことができた。また適応指導教室との連携を密に行うことで、学校復帰へとつながった。

S S Wが中心となり不登校生徒の保護者と茶話会を行うことにより、良好な関係づくりに努めることができた。

家庭訪問や保護者面談を実施し、連携することで保護者の意識や児童生徒への働き掛けが変わった。また、学校で児童生徒に対して行っている具体的な手立てを伝えることが、保護者の精神的な支えとなり、家庭生活を整える動機づけとなった。

家庭教育支援ADのアセスメントやケース会議を主導することで、児童生徒の課題が焦点化され、支援目標を立てやすくなった。

#### (2) 今後の課題

平成29年度は、S S Wの配置を12名から16名に拡充するとともに、家庭教育支援ADを10名配置した。

S S W及び家庭教育支援ADが、経済状況、家庭の学習環境等、生活環境に課題のある児童生徒の家庭等に対して、関係機関等との連携しながら、より具体的な助言・支援を行うことができるよう、平成29年度に年間4回開催する連絡協議会を通じて、力量の向上を図る必要がある。